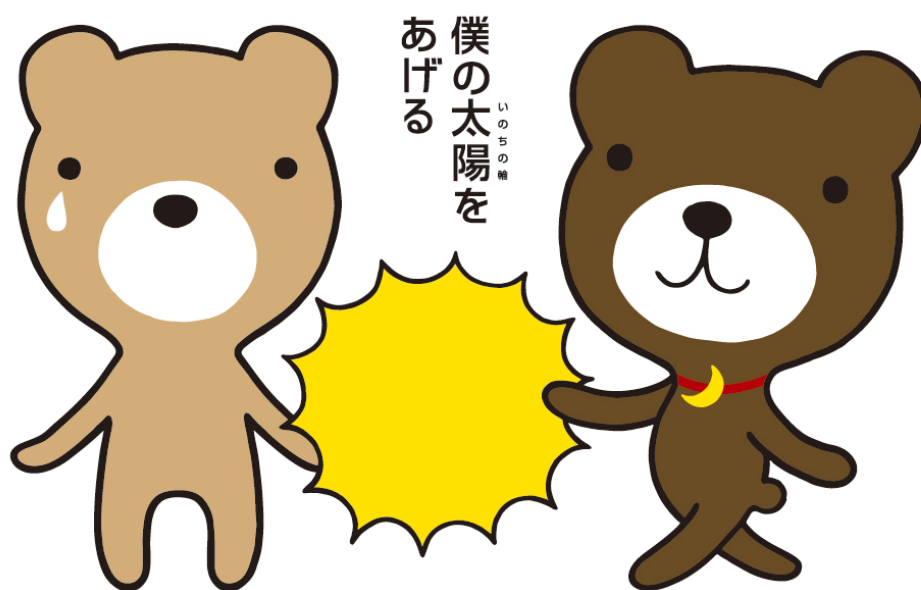


# 札幌こころのセンター所報

平成 30 年度



札幌こころのセンター  
(札幌市精神保健福祉センター)

## はじめに

札幌こころのセンター所報（平成30年（2018年）度）がまとまりました。ぜひ、一度目を通していただき、皆様の率直なご意見ご感想を賜りますようよろしくお願いいたします。

平成30年9月6日午前3時7分に発生した北海道胆振東部地震では、多くの自治体の皆さまから温かいご支援をいただきました。あらためて感謝申し上げます。今回の地震では、北海道全域が停電する“ブラックアウト”という事態になりました。幸い電力の復旧が比較的早く行われたため、医療機関や市民生活に大きな支障は生じませんでした。長期化した場合には都市機能は麻痺していたのではないかと思います。停電によって照明のみならず、スマホをはじめとする情報通信機器等の使用が制限され、電気式のポンプを使用していたマンションでは水道も止まるなど多くのライフラインが電力によって支えられていることを実感しました。これまでも災害支援経験はありましたが、実際に経験し初めて被災された方々のご不安やご苦労に気づかされました。

こころのセンターでは、被災者のための相談電話を開設するとともに、心の健康チェック票を含む情報提供チラシを全壊等の建物被害に遭われた方へ送付し、希望者には電話や訪問による相談を行いました。全国で台風、水害など自然災害が起きています。今回の経験を今後の災害支援に活かし、災害支援体制の充実をはかりたいと考えます。

しかしながら、札幌こころのセンターは、札幌市保健福祉局障がい保健福祉部に属し、部長職1名（医師）、課長2名（事務、保健師）、係長3名（事務1、保健師1、精神保健福祉士1）と一般職14名、臨時職員1名の計21名体制であり、業務は年々増加しています。職員数が増えない中、ゆとりはなく、業務改善、業務効率化が求められています。

業務改善の一環として、人材育成のあり方を見直し、精神保健福祉相談員研修を体系的に実施しました。精神保健福祉相談員は10区に25名配置されており、通院中断例の受診勧奨、23条通報の調査、障がい福祉サービスのための調査など幅広い業務を担っています。研修は、基礎研修、事例検討、施設見学、テーマ別研修に分けて実施しました。中でも事例検討は毎月実施し、センター職員にとっても有益な研修の機会になっています。

その他、「自殺総合対策の在り方」検討部会の皆様をはじめとする多くの方々のご尽力により、札幌市自殺総合対策行動計画2019（第3次計画）を策定できました。貴重なご意見やご提案をいただいた皆様に心より感謝申し上げます。

今後も札幌市民のこころを豊かに、くらしを豊かにできるよう努めてまいります。引き続き、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

令和2年3月

札幌こころのセンター（精神保健福祉センター）所長 鎌田 隼輔

# 目次

## I 概要

1	沿革	1
2	業務概要	2
3	施設及び職員	4
4	センター相談業務関連図	6
5	歳出決算状況	7

## II 実績

1	企画立案	8
2	技術指導・技術援助	12
3	人材育成	16
4	普及啓発	18
5	調査研究	21
6	精神保健福祉相談	22
7	特定相談	31
8	心の健康相談事業	33
9	組織育成	35
10	精神医療審査会	36
11	自立支援医療（精神通院医療）支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の判定に関する事務	38
12	精神科救急情報センターの運営	40
13	ほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）	43
14	災害対応	51
15	依存症対策総合支援事業	54

## III 関係条例・規則等

1	札幌市精神保健福祉センター条例	57
2	札幌市精神保健福祉センター条例施行規則	58
3	心の健康づくり電話相談事業実施要綱	60
4	電話相談強化事業実施要綱	61
5	札幌市心の健康相談事業実施要綱	62
6	札幌市退院等の請求に関する事務取扱要領	64
7	札幌市精神医療審査会運営規則	67
8	札幌市精神医療審査会報告書料支払要綱	73
9	札幌市自立支援医療（精神通院医療）支給認定等審査判定会開催要領	75
10	札幌市精神科救急医療体制整備事業実施要綱	76
11	精神科救急情報センター業務運営要領	79
12	札幌市自殺総合対策推進会議設置要綱	81
	（参考）精神保健福祉センター運営要領について	84

# I 概 要



きづく

# 1 沿革

札幌こころのセンター（札幌市精神保健福祉センター、以下「センター」という。）は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号、以下「法」という。）第 6 条に規定されるセンターであり、精神保健福祉に関する技術的中核機関として設置されている。

平成 9 年 4 月 1 日	大都市特例により北海道から業務が委譲されるのに伴い、札幌市中央区大通西 19 丁目 札幌市保健所 1 階にセンターを新設
平成 9 年 4 月	心の健康づくり電話相談事業をセンターへ移管
平成 14 年 4 月	法の一部改正により、精神医療審査会事務、自立支援医療（精神通院医療）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳判定事務をセンターへ移管
平成 15 年度	精神障害者社会適応訓練事業をセンターへ移管
平成 16 年 2 月	センターの愛称を一般公募し、応募案を参考に「札幌こころのセンター」に決定
平成 16 年 5 月 1 日	札幌市保健所が、建物老朽化により大通の北側へ新築移転することに伴い、新庁舎（WEST19）の 4 階へ移転
平成 16 年 6 月 1 日	札幌市精神科救急情報センターを開設
平成 17 年 4 月	「札幌市発達障害者支援関係機関連絡会議」を発足
平成 20 年 8 月	「札幌市自殺予防対策庁内連絡会議」を発足
平成 21 年 7 月	副市長を委員長とする「札幌市自殺総合対策推進会議」を発足
平成 21 年 10 月	「北海道地域自殺対策緊急強化推進事業に係る補助金」を活用し、自殺予防対策事業を開始
平成 22 年 3 月	「札幌市自殺総合対策行動計画」（平成 21～25 年度）を策定
平成 23 年 3 月	内閣府の「こころの健康相談統一ダイヤル」に参加
平成 25 年 3 月	精神障害者社会適応訓練事業を廃止
平成 26 年 3 月	「第 2 次札幌市自殺総合対策行動計画（札幌ほっとけない・こころのプラン）」（平成 26～30 年度）を策定
平成 29 年 4 月	地域自殺対策推進センター運営事業を開始
平成 31 年 3 月	「札幌市自殺総合対策行動計画 2019」（令和元～5 年度）を策定

## 2 業務概要

センターは、法第6条第2項に基づき、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、及び調査研究を行い、かつ、精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導のうち複雑又は困難なものを行っている。具体的な運営については、厚生労働省が定めたセンター運営要領（平成8年健医発第57号厚生省保健医療局長通知 P.84）により行われている。

### （1）企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、札幌市の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

### （2）技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、各区役所の職員等に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

### （3）人材育成

各区役所、精神保健福祉関係機関及び障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係諸機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。

### （4）普及啓発

札幌市民に対し精神保健福祉及び精神障がいについての正しい知識、精神障がい者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、各区等が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

### （5）調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障がい者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、各区等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

### （6）精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障がい者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うため、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

#### (7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体などの組織の育成に努めるとともに、各区役所単位での組織の活動に協力する。

#### (8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第38条の4の規定による請求等の受付についてもセンターにおいて行うなど、審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

#### (9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、障害者総合支援法第52条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定及び法第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付申請に対する判定業務を行うものとする。

上記(1)～(9)のほか、センターでは、精神科救急情報センターの運営やほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）など、法定業務以外も行っている。

#### (10) 精神科救急情報センターの運営

平日夜間及び土曜日、日曜日、祝日における緊急の精神科医療に対応するため、精神科救急情報センターの運営を行う。

#### (11) ほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）の実施

札幌市自殺総合対策行動計画（札幌ほっとけない・こころのプラン）に基づき、札幌市における自殺総合対策の主管課としてさまざまな事業を実施し、市民が安心・安全に暮らせるまちづくりを進め、「ひとりでも多くの命を救う」ことのできる社会の実現を目指す。

### 3 施設及び職員

#### (1) 施設状況

項目	内容
名称	札幌こころのセンター (札幌市保健福祉局障がい保健福祉部精神保健福祉センター)
所在地	〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 4階 (札幌市営地下鉄東西線「西18丁目」駅1番出口すぐ)
床面積	1,286.93 m <sup>2</sup>
電話【事務専用】	011-622-5190
電話【相談専用】	011-622-0556
FAX	011-622-5244
Eメール	kokoronocenter@city.sapporo.jp
ホームページ	http://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/

#### (2) 施設の位置



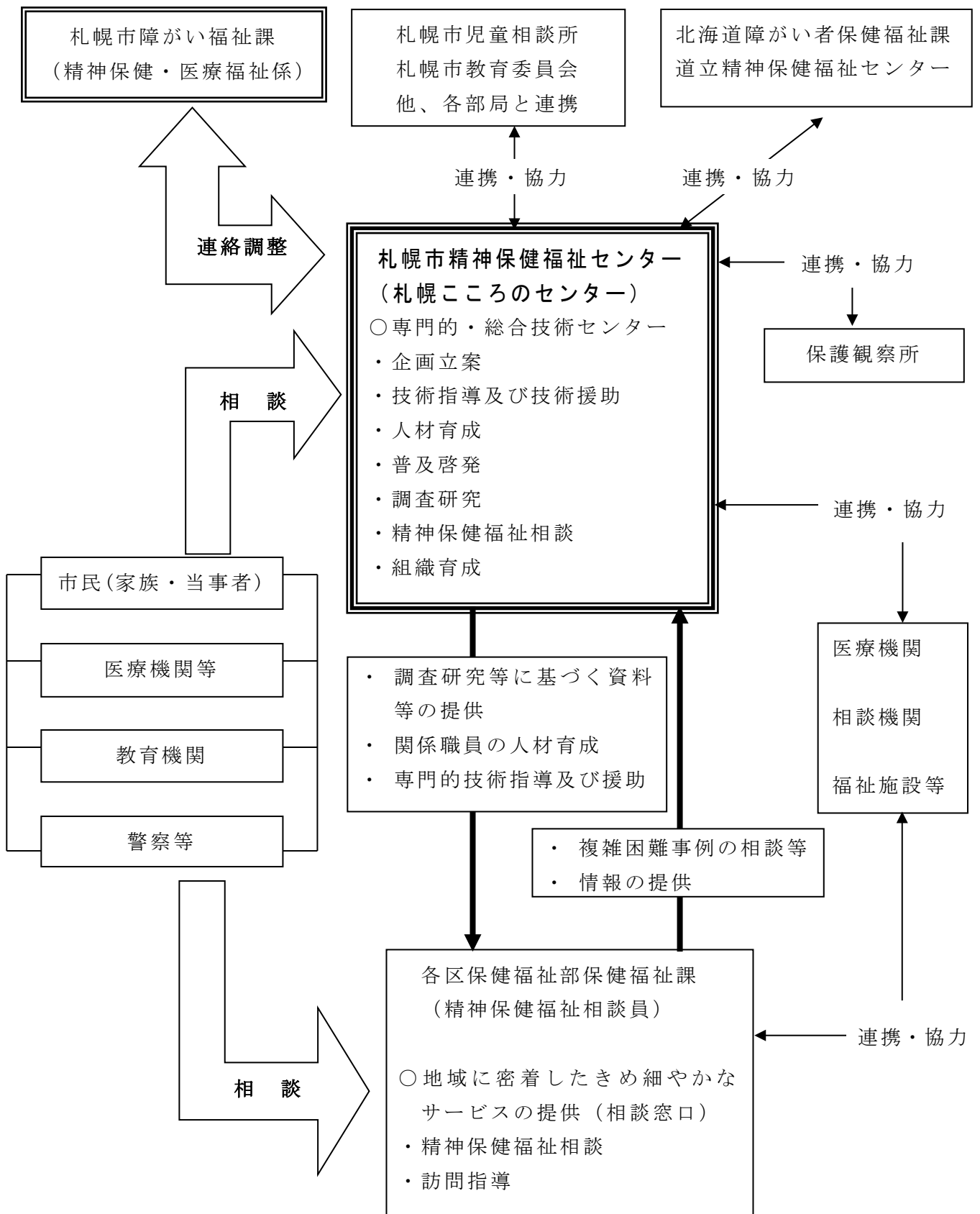
※国土地理院地図(電子国土WEB)を基に作成



## (3) 職員配置

職 名	職 種	人 数		備 考
		平成 29 年 4 月	平成 30 年 4 月	
精神保健担当部長	医 師 職	1	1	
所 長	医 師 職	0	0	精神保健担当部長 事務取扱
業 務 担 当 課 長	事 務 職	1	1	
相 談 支 援 担 当 課 長	技 術 職	1	1	保健師
管 理 係 長	事 務 職	1	1	
相 談 支 援 係 長	技 術 職	1	1	保健師
保 健 推 進 担 当 係 長	技 術 職	1	1	セラピスト
一 般 職	事 務 職	8	7	
	技 術 職	6	6	保健師 2 名 セラピスト 3 名 作業療法士 1 名
臨 時 職 員	事 務 補 助	0	1	
総 数		2 0	2 0	

#### 4 センター相談業務関連図



## 5 歳出決算状況

精神保健福祉センター運営費

(単位:円)

科 目	平成 29 年度 決算額 (A)	平成 30 年度 決算額 (B)	平成 29 年度 → 平成 30 年度 増減 (B - A)	備 考
非 常 勤 職 員 報 酬	5,461,300	5,709,300	248,000	精神医療審査会、 判定会委員、 心の健康相談医師報酬
共 済 費	169,096	295,495	126,399	
賃 金	1,056,540	1,731,140	674,600	臨時的任用職員雇用
報 償 費	93,927	66,822	▲27,105	研修会等講師謝礼
旅 費	966,850	910,380	▲56,470	会議・研修出席等旅費
需 用 費 ( そ の 他 )	856,902	896,058	39,156	消耗品費、印刷物費、 事務用品、専門誌等
食 糧 費	10,932	11,328	396	来客用お茶
光 熱 水 費	11,312	10,951	▲361	ガス料金
修 繕 費	126,856	237,168	110,312	事務用備品等修繕
役 務 費 ( そ の 他 )	13,998,788	14,742,640	743,852	入院届等報告書料、 電話料金等
保 険 料	66,120	0	▲66,120	傷害保険
委 託 料 ( そ の 他 )	7,736,731	8,569,995	833,264	心の健康づくり電話相 談、複合機保守等
使用料及び賃借料	767,942	843,302	75,360	複合機リース料、 営業車借上料
備 品 購 入 費	1,021,334	1,297,728	276,394	事務用備品等
負 担 金	113,000	111,800	▲1,200	センター長会会費、 研修会参加費等
計	32,457,630	35,434,107	2,976,477	

(正規職員に係る人件費を除く)

Ⅱ 実 績



きく

# 1 企画立案

## (1) 行政関係会議等への参加

精神保健福祉及びその関連領域の諸問題の解決や支援等を目的とした所管部局・団体による会議等へ委員等として出席し、専門的立場から意見提案等を行っている。

### ア 精神保健福祉関係

主催者	会議名	開催日
札幌市社会福祉協議会	権利擁護審査会	計 10 回参加
北海道精神保健推進協会	北海道精神保健推進協会評議員会	6 月 26 日 (火)
		3 月 27 日 (水)
北海道精神保健協会	北海道精神保健協会常任理事会	5 月 25 日 (金)

### イ 精神医療審査会

主催者	会議名	開催日
札幌市精神医療審査会	札幌市精神医療審査会総会	4 月 6 日 (金)
	札幌市精神医療審査会合同委員会	12 月 7 日 (金)
全国精神医療審査会 連絡協議会	全国精神医療審査会連絡協議会 シンポジウム (京都)	10 月 27 日 (土)
	全国精神医療審査会連絡協議会総会 シンポジウム (東京)	2 月 22 日 (金)

### ウ 精神科救急医療

主催者	会議名	開催日
北海道石狩振興局 保健環境部	北海道精神科救急医療体制 連絡調整委員会	3 月 27 日 (水)

### エ 医療観察法

主催者	会議名	開催日
札幌保護観察所	医療観察制度北海道運営連絡協議会	北海道胆振東部地震により開催中止
	心神喪失者等医療観察法に係るケア会議	計 46 回参加
	北海道・道央ブロック更生保護研究大会	10 月 18 日 (木)

オ 発達障がい

主催者	会議名	開催日
札幌市保健福祉局 障がい保健福祉部	発達障がい理解促進委員会 ～カラフルブレイン札幌～	5月 17日 (木)
		9月 12日 (水)
		11月 30日 (金)
		2月 7日 (木)
	札幌市発達障がい者支援関係機関連絡会議「人材育成部会」	6月 6日 (水)
		1月 23日 (水)
発達障害児者地域生活モデル事業 企画・推進委員会	6月 20日 (水)	
	11月 16日 (金)	
	2月 13日 (水)	
札幌市自閉症・発達障がい 支援センターおがる	札幌市自閉症発達障がい支援センター 平成30年度連絡協議会	2月 22日 (金)

カ 犯罪被害者支援

主催者	会議名	開催日
北海道被害者支援 連絡協議会	北海道被害者支援連絡協議会定期総会	7月 17日 (火)
札幌中央被害者支援 連絡協議会	札幌中央被害者支援連絡協議会総会	10月 31日 (水)

キ 子ども関係

(ア) 札幌市要保護児童対策地域協議会

主催者	会議名	開催日
札幌市子ども未来局 児童相談所	札幌市要保護児童対策地域協議会代表者会議	3月 18日 (月)
札幌市中央区	中央区要保護児童対策地域協議会代表者会議	6月 20日 (水)
札幌市北区	北区要保護児童対策地域協議会代表者会議	6月 14日 (木)
札幌市東区	東区要保護児童対策地域協議会代表者会議	6月 14日 (木)
札幌市白石区	白石区要保護児童対策地域協議会代表者会議	6月 13日 (水)
札幌市厚別区	厚別区要保護児童対策地域協議会代表者会議	6月 20日 (水)
札幌市豊平区	豊平区要保護児童対策地域協議会代表者会議	6月 6日 (水)
札幌市清田区	清田区要保護児童対策地域協議会代表者会議	6月 20日 (水)
札幌市南区	南区要保護児童対策地域協議会代表者会議	6月 18日 (月)
札幌市西区	西区要保護児童対策地域協議会代表者会議	6月 14日 (木)
札幌市手稲区	手稲区要保護児童対策地域協議会代表者会議	6月 11日 (月)

## (イ) その他

主催者	会議名	開催日
札幌市教育委員会	札幌市子どもの命を守る連携協力会議	12月 20日 (木)
	児童生徒の非行防止等に関わる 関係機関・団体との懇談会	11月 12日 (月)
札幌市若者支援 総合センター	さっぽろ子ども・若者支援地域協議会実務者 会議	6月 22日 (金) 9月 26日 (水) 12月 5日 (水)
	さっぽろ子ども・若者支援地域協議会代表者 会議及び実務者会議	3月 15日 (金)
札幌市子ども未来局	子どもの権利総合推進本部会議	5月 9日 (水)
	子どものための相談窓口連絡会議	7月 24日 (火) 3月 11日 (月)
札幌市市民文化局男女共同 参画室	札幌市配偶者からの暴力関係機関会議	5月 10日 (木)
北海道立精神保健福祉セン ター	かかりつけ医等うつ病対応力向上研修企画委 員会	4月 16日 (月)
		11月 9日 (金)

## ク 依存症

主催者	会議名	開催日
厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部	都道府県・指定都市アルコール健康障害担当者 会議	5月 21日 (月)
北海道保健福祉部	依存症治療拠点機関・専門医療機関連携会議	3月 17日 (日)
札幌保護観察所	薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関す る地域連絡会議	10月 4日 (木)
	薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関す る実務者による意見交換会	3月 14日 (木)
北海道アクション フォーラム実行委員会	北海道アクションフォーラム実行委員会	5月 22日 (火)
		8月 28日 (火)
		10月 18日 (木)
独立行政法人国立病院 機構久里浜医療センター	都道府県等依存症専門医療機関／相談員等合 同全国会議	1月 11日 (金)

ケ 全国及び東北・北海道精神保健福祉センター（所）長会等

主催者	会議名	開催日
全国精神保健福祉センター長会	全国精神保健福祉センター長会定期総会・大都市部会（東京）	7月 5日（木） ～ 6日（金）
	全国精神保健福祉センター長会・大都市部会、精神保健福祉センター所長会議（東京）	2月 21日（木） ～ 22日（金）
全国精神保健福祉センター研究協議会	全国精神保健福祉センター長会・研究協議会（福島）	10月 23日（火） ～ 24日（水）
東北・北海道精神保健福祉センター所長会	東北・北海道精神保健福祉センター所長会総会・研究協議会（北海道）	6月 14日（木） ～ 15日（金）

コ 自殺対策

主催者	会議名	開催日
自殺総合対策推進センター	地域自殺対策推進センター等連絡会議（東京）	6月 21日（木）
		2月 18日（月）
厚生労働省社会・援護局	全国自殺対策主管課長等会議（東京）	2月 18日（月）

（2）自殺対策関係会議の開催

センターでは、自殺対策の所管課として、札幌市自殺総合対策推進会議を中心とする庁内会議の運営や事業の企画・実施、予算要求及び議会対応等を行っている。

また、平成30年度は、次年度からの5か年計画である「札幌市自殺総合対策行動計画2019」策定のため、札幌市自殺総合対策推進会議は、企画調整システムに係る各会議を兼ねて開催した。

会議名	開催日
第1回札幌市自殺総合対策推進会議	7月 10日（火）
札幌市自殺総合対策推進会議ワーキンググループ（兼企画調整システム課長級会議）メール会議	10月 3日（水） ～ 15日（月）
札幌市自殺総合対策推進会議ワーキンググループ（兼企画調整システム課長級会議）	10月 26日（金）
札幌市自殺総合対策推進会議幹事会（兼企画調整システム関係部長会議）	11月 1日（木）
第1回札幌市精神保健福祉審議会（所管：障がい福祉課）	11月 6日（火）
第2回札幌市自殺総合対策推進会議	11月 8日（木）
第3次自殺総合対策行動計画素案に係る意見交換会	11月 8日（木）
第2回札幌市精神保健福祉審議会（所管：障がい福祉課）	3月 19日（火）



## 2 技術指導・技術援助

### (1) 連絡調整支援事業

各区の精神保健福祉活動における問題等について、専門的見地から指導・支援を行うことで、各区の精神保健福祉相談体制の強化・向上を図ることを目的に平成16年度から本事業を実施している。技術職員（精神保健福祉士、セラピスト、保健師、作業療法士）が定期的に各区に出向き、困難事例等に対してコンサルテーションを行い、各区の精神保健福祉相談員をサポートしている。

各区の相談件数（内容別）

区 相談内容	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	計
老人保健	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3
社会復帰	4	8	6	9	0	3	5	0	0	1	36
アルコール	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	5
薬物	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
ギャンブル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
思春期	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
心の健康づくり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ひきこもり	0	1	1	0	0	3	2	6	1	0	14
自殺関連	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
犯罪被害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
発達障害	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	4
その他	12	21	9	31	16	27	7	5	9	13	150
平成30年度計	18	40	18	42	16	33	14	11	10	14	216
平成29年度（参考）	39	50	18	43	35	47	11	25	8	16	292

(2) 障害福祉サービス（精神障がい者）支給に係る意見依頼について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、平成 18 年 10 月の障害者自立支援法施行時より、精神医学的見地から障害福祉サービス（精神障がい者）支給の要否に係る意見を述べている。各区保健福祉部が申請時に受理した書類等と、各区精神保健福祉相談員が障害支援区分認定調査で聴取した生活状況等の情報をもとに実施している。

ア 区別依頼数

	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	計
精神障がい者であることの確認	6	11	20	16	3	10	7	7	5	5	90
障害福祉サービス支給要否	25	30	40	28	7	14	7	9	22	10	192
平成 30 年度計	31	41	60	44	10	24	14	16	27	15	282
平成 29 年度（参考）	45	39	44	47	17	21	15	17	23	12	280

イ 依頼内容及び回答

(ア) 精神障がい者であることの確認依頼数及び回答内訳

年度	確認できる	疑義あり	計
平成 30 年度	89	1	90
平成 29 年度（参考）	85	6	91

(イ) 障害福祉サービス意見依頼内容及び回答内訳（重複あり）

回答内訳	利用可能	調整が必要	利用が困難	計
居宅介護	59	9	10	78
行動援護	0	0	0	0
重度訪問介護	0	0	0	0
生活介護	2	0	1	3
短期入所	4	0	1	5
施設入所支援	0	0	0	0
共同生活援助	64	4	3	71
自立訓練（生活訓練）	0	0	0	0
自立訓練（宿泊型）	3	0	0	3
就労移行支援	2	0	0	2
就労継続支援 A・B 型	3	0	0	3
移動支援	31	2	5	38
平成 30 年度 計	168	15	20	203
平成 29 年度（参考）	141	15	39	195

(3) ケア会議への参加

ア 依頼者別コンサルテーション件数

依頼者	区保健 福祉課	市教育 委員会	保護 観察所	児童 相談所	医療 機関	相談 支援 事業所	その他	計
件数	7	0	47	3	9	2	16	84

※ その他は、上記以外の本市の他部署や福祉施設など。

※ 平成 29 年度のコンサルテーション件数は 137 件（参考）。

※ 保護観察所からの依頼件数（47 件）には、心神喪失者等医療観察法に係る指定通院処遇予定患者についての検討 1 件を含む。

イ 内容

相談 内容	入院・ 治療	社会 復帰	アル コール	薬 物	ギ ャン ブル	思 春 期	心 の 健 康 づ く り	ひ き こ も り	自 殺 関 連	発 達 障 害	そ の 他	計
件数	0	51	2	1	1	6	0	1	3	2	17	84

ウ 心身喪失者等医療観察法関連

	支援事例数	処遇終了件数	ケア会議出席件数
新規	6(5)	5(10)	46(89)
継続	9(21)		
合計	15(26)		

※カッコ内は、平成 29 年度の件数。

### 3 人材育成

#### (1) 精神保健福祉関係職員研修

本市における精神保健福祉業務の体制充実に向け、平成 29 年度から、精神保健福祉相談員に特化した事例検討会を新たに実施するとともに、これまで実施してきた「精神保健福祉関係職員転入者研修」の実施内容の見直しを図ることとした。

#### ア 精神保健福祉相談員研修

対象：各区保健福祉課の精神保健福祉相談員

研修名	実施日	内容	講師	受講者
基礎 研修	4月 26日 (木) ～ 27日 (金)	精神疾患の理解と対応	所長 (医師)	11名
		精神保健福祉法について	精神保健・医療福祉係	
		精神保健福祉相談員の業務	区保健福祉課 精神保健福祉 相談員	
		精神保健福祉センターの業務	相談支援係	
		札幌市精神科救急情報センターの概要	保健推進 担当係長	
事例 検討会	毎月実施する精神保健福祉相談員会議の中で実施 (計 10 回)	各区から輪番で提出される事例を通じて、対象者支援における「アセスメント (見立て)」や「プランニング (手立て)」について検討する。	相談支援係 所長 (医師)	103名 (延)
施設 見学	9月 3日 (月)	札幌連合断酒会 新川断酒会	—	4名
	10月 15日 (月)	社会福祉法人みなみ会	—	5名
	11月 16日 (金)	医療法人社団 五稜会病院	—	4名
テーマ 別研修	3月 4日 (月)	初回面接におけるコミュニケーション、アセスメントのポイントについて	北海道医療大学 佐々木敏明客員 教授	15名

#### イ 精神保健福祉関係職員研修 (ケースワーク向上研修)

対象：精神保健福祉関係の知識を必要とする職場に勤務する職員

実施日	内容	講師	受講者
1月 28日 (月)	講義：「精神障がい者への支援について」	所長 (医師)	18名
	事例検討 (グループワーク)： 「多問題を抱える世帯への支援」	相談支援係 所長 (医師)	

ウ 精神保健福祉関係職員転入者研修（基礎研修）

対象：精神保健福祉関係の知識を必要とする職場に新規採用又は転入した職員

実施日	内容	講師	受講者
6月 7日 (木)	精神疾患の理解と対応	所長（医師）	106名
	精神保健福祉法について	精神保健・医療福祉係	
	精神保健福祉相談員の業務	区保健福祉課精神保健福祉相談員	
	精神保健福祉センターの業務	相談支援係長	
	札幌市精神科救急情報センターの概要	保健推進担当係長	
	札幌市の精神障がい者の就労支援および相談支援事業について	就労・相談支援担当係長	

(2) グループケアMグループ見学研修

平成20年5月（試行は平成19年）より、乳幼児虐待の要因ともなりうる自閉症スペクトラム障害の母親に対する理解を進め、子育て支援の充実を目指した調査研究事業として、自閉症スペクトラム障害の診断を受けた子育て中の母親のグループ（Mグループ）を実施している。本研修は精神保健又は母子保健に携わる専門職を対象とし、グループ活動の見学を通して、専門職が自閉症スペクトラム障害の特性を持つ母親への支援方法や関わり方について学ぶ機会を提供している。なお、当事者の負担を考慮し、各日の定員を3～4名としている。

実施日	内容	受講者
6月 15日 (金)	グループ活動の見学	3名
9月 21日 (金)	(子育てや日常生活に関連するテーマミーティング)	2名
11月 16日 (金)	当事者と受講者との意見交流	4名

(3) 札幌市教育センター専門研修（札幌市教育センターとの共催事業）

対象：札幌市で学校教育に携わる教職員

実施日	内容	講師	受講者
6月 15日 (金)	教育センター専門研修 学校経営研修コース 「職場のメンタルヘルス対策から見た職場づくり」	所長（医師）	40名
6月 25日 (月)	新任管理職研修 「メンタルヘルス対応へのアドバイス」	所長（医師）	70名
7月 18日 (水)	子ども理解に関わる研修会（共催）	児童精神科医師	320名
7月 31日 (火)	中堅教諭等資質向上研修「心の健康」	相談支援係	215名
8月 7日 (火)	教育センター専門研修 児童生徒理解研修コース「青年期のメンタルヘルスの理解と対応」	相談支援係	36名

## 4 普及啓発

### (1) 研修及び講演会等への講師派遣実績

#### ア 派遣実績一覧

依頼者	テーマ・内容	講師	開催日
札幌市保健福祉局 総務部	「札幌市における自殺総合対策」	相談支援係	4月 3日 (火)
札幌市保健福祉局 保険医療部	「ゲートキーパー研修」	相談支援係	4月 23日 (月)
札幌市財政局 税政部	「ゲートキーパー研修 ～札幌市の自殺対策～」	相談支援係	4月 25日 (水)
札幌市経済観光局 雇用推進部	フレッシュスタート塾 「こころの健康とストレス」	相談支援係	5月 9日 (水) ～ 10日 (木)
札幌市保健福祉局 総務部	保健福祉課新任職員基礎研修 「ゲートキーパー研修 ～札幌市の自殺対策～」	相談支援係	5月 25日 (金)
札幌市教育委員会	教育センター専門職研修 学校経営研修コース 「職場のメンタルヘルス対策から見た職場づくり」	所長 (医師)	6月 15日 (金)
札幌市教育委員会	札幌市新任管理職研修 「メンタルヘルス対応へのアドバイス」	所長 (医師)	6月 25日 (月)
北海道精神障害者回復者クラブ連合会	第22回精神障害者社会参加促進 研修会 「統合失調症を正しく理解しよう」	所長 (医師)	7月 1日 (日)
札幌市教育委員会	札幌市中堅教諭等資質向上研修 「心の健康」	相談支援係	7月 31日 (火)
札幌市教育委員会	札幌市教育センター専門研修 (教養研修) 「青年期のメンタルヘルスの理解と対応」	相談支援係	8月 7日 (火)
北海道札幌南陵高等学校 放送局取材		相談支援係	8月 8日 (水)
札幌市保健福祉局 総務部	新任ケースワーカー研修 「ゲートキーパー研修」	所長 (医師) 相談支援係	8月 24日 (金)

一般社団法人北海道中小企業家同友会	一般社団法人北海道中小企業家同友会札幌支部第3回障がい者問題委員会学習会	所長（医師）	9月 27日（木）
札幌市立福移中学校取材		相談支援係	10月 3日（水）
発達障害支援研究会運営事務局	第6回成人発達障害支援研究会「発達障害支援の基本～こどもから大人までの切れ目のない支援に向けて～」	所長（医師）	10月 28日（日）
札幌市北区保護司会第1ブロック	「精神障害や依存症などを抱える方への支援・関わり方」	相談支援係	11月 6日（火）
札幌市若者支援総合センター	こころと就労の相談会	相談支援係	1月 17日（木）
身体障害者更生相談所	「悩みを抱えている人にできること～ゲートキーパーの役割から～」	相談支援係	2月 19日（火）
清田区保健福祉部保健福祉課	「悩みを抱えている人にできること～ゲートキーパーの役割から～」	相談支援係	2月 19日（火）
札幌市交通事業振興公社	「精神障がいと対応について」	相談支援係	3月 4日（月） ～ 8日～（金）
札幌市介護支援専門員連絡協議会豊平支部	「精神疾患の症状に合わせた対応について」	相談支援係	3月 12日（火）

## （2）相談会等派遣

依頼者	行事名	派遣者	開催日
札幌弁護士会	暮らしとこころの相談会	相談支援係	9月 13日（木）

## （3）行事の共催及び名義後援実績

団体等が主催する精神保健福祉や自殺予防等に関する行事について、団体等からの申請に基づき、可否を判断したうえで後援等を行っている。

区分	主催団体	行事名	開催日
後援	一般財団法人メンタルケア協会	ほっ！と相談	7月 3日（火）
			3月 3日（日）
			3月 5日（火）
			3月 6日（水）
後援	社会福祉法人北海道いのちの電話	いのちミュージック Day 事業 2018 チャリティー事業	9月 10日（月）



後援	N P O 法人うれし葉	第 3 回園芸療法特別講演会 「希望の種をみんなで育てるために」	10月 20日 (土)
後援	北海道アルコール・薬物 依存予防、早期発見、解決 市民フォーラム	第 11 回北海道アルコール・薬物依存 予防、早期発見、解決市民フォーラム	10月 20日 (土)
後援	北海道アディクション フォーラム実行委員会	第 8 回北海道アディクションフォーラム	11月 10日 (土)
後援	社会福祉法人 北海道いのちの電話	市民公開講座 「命の危機からの回復」	11月 27日 (火)

#### (4) 公式 Twitter

精神保健福祉関係の情報や、当センターが行うイベント等について不定期に発信する目的で、平成 31 年 2 月 28 日より公式 Twitter を開設した。フォロワー数を増やすため、公式ウェブサイト「札幌こころのナビ」のコンテンツと連動し、画像投稿キャンペーンを行うことで、281 人の新規フォロワーを獲得した。平成 30 年度の投稿内容内訳は下表の通り。

イベント周知							精神保健福祉		HP、Webに関するお知らせ	総数	
内部				外部			普及啓発	相談先案内			
依存症 (再掲)	引きこもり (再掲)	その他 (再掲)	自殺(再掲)		官公庁 (再掲)	その他 (再掲)					
			一般(再掲)	若年層(再掲)							
6	0	0	6	0	6	0	0	0	0	3	9

## 5 調査研究

センターでは、自閉症スペクトラム障害の診断を受けた子育て中の女性が子育てや生活の困難さについて専門職員を含むメンバーと共に話し合うことで、適応力の向上や情緒の安定を図ることなどを目的に、グループケアを実施している。

### グループ活動、教室、交流会などの活動状況

名 称 (開始時期)	目的と内容	対 象	期間・日時	回数	延べ 参加 者数
グループケア Mグループ (平成 20 年) ※試行は平成 19 年	子育てや生活の困難さについて話し合うことで自己理解を深め、子育てや社会生活における適応力の向上につなげる	自閉症スペクトラム障害の診断告知を受けた子育て中の母親	毎月第 3 金曜日 10:30~12:00	10 回	22 名

\* 青年グループケア A グループは、ひきこもり状態にある青年の社会復帰を促進し、自立と社会経済活動への参加を促進することを目的に、地域における相談、支援先の少なかった平成 10 年より実施してきた。現在は、ひきこもり地域支援センターや居場所機能、相談機能、学び機能を持った「よりどころ」の実施など、ひきこもり対策も整備されたことから、利用者の減少に伴い、平成 30 年度より休止している。

## 6 精神保健福祉相談

センターでは、来所及び電話により、精神保健福祉に関する各種の相談に応じている。

相談業務では、必要に応じて各区の精神保健福祉相談員、相談機関、行政機関などと協力し、複雑困難事例に対応している。

### (1) 来所相談

#### ア 相談件数

年度		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談件数		125	135	110	140	102
内訳	新規相談件数	94	89	52	52	26
	継続相談件数	31	46	58	88	76

#### イ 新規相談者の状況（相談対象者と来所者の関係）

対象者との 関係 性別	本人の み	家族の み	関係機 関	本人と 家族	本人と 関係機 関	関係機 関と家 族	その他	計
男性	3	11	0	4	0	0	0	18
女性	1	6	0	1	0	0	0	8
計	4	17	0	5	0	0	0	26

#### ウ 新規相談対象者の年齢

年齢 性別	20 歳 未満	20～ 29 歳	30～ 39 歳	40～ 49 歳	50～ 59 歳	60～ 69 歳	70 歳 以上	不明	計
男性	4	6	4	0	2	1	1	0	18
女性	3	2	0	2	0	0	1	0	8
計	7	8	4	2	2	1	2	0	26

#### エ 新規相談対象者の居住区

居住区	中 央	北	東	白 石	厚 別	豊 平	清 田	南	西	手 稲	市 外	不 明	計
件数	7	2	3	1	0	1	3	5	2	1	0	1	26

オ 新規相談者の相談内容（重複あり）

相談内容		件数	%
精神科医療の問題	診断治療に関すること	4	
	セカンドオピニオン	0	
	診断機関・相談機関に関すること	5	
	その他	0	
		9	20.9
行動上の問題	ひきこもり	2	
	不登校	1	
	家庭内暴力・DV	0	
	虐待	0	
	その他（不当要求、非行行為など）	3	
		6	14.0
習慣的行動の問題	ギャンブル	7	
	アルコール	1	
	薬物	1	
	買い物	0	
	摂食障害	2	
	その他（インターネット依存など）	1	
		12	27.9
福祉的制度	社会資源	2	
	年金	0	
	その他	0	
		2	4.7
対人関係	家庭	6	
	職場	0	
	学校	2	
	その他	0	
		8	18.6
その他	話を聞いてほしい	5	
	その他	1	
		6	13.9
計		43	100

カ 新規相談の結果

結果	助言 指導	来所 指導	紹介先機関					傾聴	その他	計
			医療 機関	関係 機関	他の相 談機関	保健セ ンター	その他			
件数	10	5	6	0	1	0	0	3	1	26

## (2) 心の健康づくり電話相談

電話相談員を1名配置し、平日日中（9～17時）及び平日夜間（17～21時）、土・日・祝日（10～16時。年末年始を除く）において、専用回線で電話相談を受けている。

また、平成30年9月6日に発生した「北海道胆振東部地震」に係る中長期的な心のケアとして、11月からは電話相談員を2名とし、より多くの相談を受けることができる体制を整備している。

### ア 相談件数の推移

総相談件数は年々増加しており、平成30年度は11月から2名体制で相談を受けたことから、過去最多となった。

また、内訳として、センター受付分、時間延長分ともに、継続相談の割合が増加している。

年 度		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度		
総相談件数		5,901	6,746	6,953	7,399	8,742		
センター受付分		3,821	3,818	3,822	3,896	4,873		
月平均件数		318.4	318.2	318.5	324.7	406.1		
時間延長分		2,080	2,928	3,131	3,503	3,869		
月平均件数		173.3	244.0	260.9	291.9	322.4		
内 訳	新規相談	件数	3,680	3,448	3,253	3,368	3,956	
		%	62.4	51.1	46.8	45.5	45.3	
	センター 受付分	件数	2,786	2,493	2,245	2,268	2,782	
		%	72.9	65.3	58.7	58.2	57.1	
	時間 延長分	件数	894	955	1,008	1,100	1,174	
		%	43.0	32.6	32.2	31.4	30.3	
	継 続 相 談	件数	2,221	3,298	3,700	4,031	4,786	
			%	37.6	48.9	53.2	54.5	54.7
		センター 受付分	件数	1,035	1,325	1,577	1,628	2,091
			%	27.1	34.7	41.3	41.8	42.9
		時間 延長分	件数	1,186	1,973	2,123	2,403	2,695
			%	57.0	67.4	67.8	68.6	69.7

イ 平成 30 年度のセンター受付分の状況

(ア) 相談者と対象者との関係

本人からの相談が 7 割強で、最も多くなっている。

		本人	家 族					関係 機関	その他	計
			配偶者	親	子	兄弟 姉妹	その他			
男 性	件 数	1,001	48	89	18	21	10	10	38	1,235
	(29 年度)	827	27	62	15	26	8	0	49	1,014
	前年度差	+174	+21	+27	+3	▲ 5	+2	+10	▲ 11	+221
	%	81.1	3.9	7.2	1.4	1.7	0.8	0.8	3.1	100
女 性	件 数	2,727	125	483	105	58	53	11	76	3,638
	(29 年度)	2,127	94	431	61	57	48	7	57	2,882
	前年度差	+600	+31	+52	+44	+1	+5	+4	+19	+756
	%	75.0	3.4	13.3	2.9	1.6	1.4	0.3	2.1	100
計	件 数	3,728	173	572	123	79	63	21	114	4,873
	(29 年度)	2,954	121	493	76	83	56	7	106	3,896
	前年度差	+774	+52	+79	+47	▲ 4	+7	+14	+8	+977
	%	76.5	3.6	11.7	2.5	1.6	1.3	0.4	2.4	100

(イ) 相談者の年齢別状況

40～50 歳代の相談者が多く、特に女性では約 6 割が 40～50 歳代である。

		～10 歳代	20～ 30 歳代	40～ 50 歳代	60 歳代～	不明	計
男性	件 数	17	416	506	238	58	1,235
	%	1.4	33.7	41.0	19.2	4.7	100
女性	件 数	27	631	2,074	826	80	3,638
	%	0.8	17.3	57.0	22.7	2.2	100
計	件 数	44	1,047	2,580	1,064	138	4,873
	%	0.9	21.5	53.0	21.8	2.8	100

## (ウ) 相談者の居住地別状況

	札幌市内											
	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	区不明	市内計
件数	184	301	126	158	77	105	38	59	390	43	2,883	4,364
%	4.2	6.9	2.9	3.6	1.8	2.4	0.9	1.4	8.9	1.0	66.0	100
	市内		市外			不明		計				
件数	4,364		350			159		4,873				
%	89.5		7.2			3.3		100				

## (エ) 相談経路

相談経路	市役所等関係機関	相談機関	医療機関	保健所／保健センター	教育機関	他の電話相談	報道機関／新聞広告	ポスター／ステッカー	インターネット	その他の広報	知人	既知	その他・不明	計
件数	55	65	217	25	18	21	8	17	331	91	36	2,278	1,711	4,873
%	1.1	1.3	4.5	0.5	0.4	0.4	0.2	0.3	6.8	1.9	0.7	46.8	35.1	100

## (オ) 通話時間別状況

		15分未満	15～30分未満	30分～1時間未満	1時間以上	計
男性	件数	734	295	162	44	1,235
	%	59.4	23.9	13.1	3.6	100
女性	件数	1,786	1,023	654	175	3,638
	%	49.1	28.1	18.0	4.8	100
計	件数	2,520	1,318	816	219	4,873
	%	51.7	27.1	16.7	4.5	100

(カ) 相談対象者の状況

(i) 年齢別状況

		～10歳代	20～ 30歳代	40～ 50歳代	60歳代～	不明	計
男性	件数	135	585	524	254	56	1,554
	%	8.7	37.7	33.7	16.3	3.6	100
女性	件数	157	674	1,664	719	82	3,296
	%	4.8	20.4	50.5	21.8	2.5	100
性別 不明	件数	5	6	2	1	9	23
	%	21.7	26.1	8.7	4.4	39.1	100
計	件数	297	1,265	2,190	974	147	4,873
	%	6.1	26.0	44.9	20.0	3.0	100

(ii) 職業別状況

		学生	有職	無職	不明	計
男性	件数	172	463	627	292	1,554
	%	11.1	29.8	40.3	18.8	100
女性	件数	172	620	2,005	499	3,296
	%	5.2	18.8	60.8	15.2	100
性別 不明	件数	5	1	3	14	23
	%	21.7	4.4	13.0	60.9	100
計	件数	349	1,084	2,635	805	4,873
	%	7.2	22.2	54.1	16.5	100

(iii) 受診歴別状況

	有り	無し	不明	計
件数	3,123	751	999	4,873
%	64.1	15.4	20.5	100

(キ) 相談の結果

結果	助言 指導	来所 相談の 勧め	紹介先機関					傾聴	その他	計
			医療 機関	関係 機関	他の相 談機関	保健所 保健セ ンター	その他 の機関			
件数	458	48	761	89	182	21	36	3,102	176	4,873
%	9.4	1.0	15.6	1.8	3.7	0.4	0.8	63.7	3.6	100



## (ク) 相談内容別状況 (重複あり)

相談内容	件数	%
精神科医療の問題	1,280	19.1
診断治療に関すること	142	
セカンドオピニオン	9	
診療機関・相談機関に関すること	899	
てんかん	29	
その他	201	
行動上の問題	486	7.3
ひきこもり	50	
不登校	47	
家庭内暴力・DV	49	
虐待	29	
その他	311	
習慣的行動の問題	326	4.9
ギャンブル	83	
アルコール	62	
薬物	18	
(再掲) 危険ドラッグ	0	
買い物	22	
摂食障害	35	
その他	106	
福祉的制度	160	2.4
社会資源	62	
年金	9	
その他	89	
対人関係	1,264	18.9
家庭	726	
職場	198	
学校	46	
その他	294	
その他	3,165	47.4
話を聞いて欲しい	2,888	
その他	277	
計	6,681	100

(3) ホームページに寄せられた問い合わせへの対応

センターでは、メール相談は原則として行っていないが、センターのホームページ内の問い合わせフォーム等から質問や相談が寄せられた場合には、一般の市民対応の一環として対応している。

ア 相談者の年齢別状況

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	不明	計
男性	0	4	1	11	2	0	0	1	19
女性	0	3	4	2	4	0	0	1	14
不明	0	1	0	0	0	0	0	15	16
計	0	8	5	13	6	0	0	17	49

イ 相談者の居住地別状況

	札幌市内											市内計
	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	区不明	
件数	11	3	1	2	2	1	2	1	0	0	0	23
	市内		市外		道外		不明		計			
件数	23		3		4		19		49			

ウ 職業別状況

	学生	有職	主婦/ 主夫	無職	その他 ・不明	計
男性	1	8	0	8	2	19
女性	1	6	4	0	3	14
性別不明	0	1	0	0	15	16
計	2	15	4	8	20	49

エ 相談内容別状況

相談内容	件数	%
精神科医療の問題	8	16.3
診断治療に関すること	1	
セカンドオピニオン	0	
診療機関・相談機関に関すること	3	
その他	4	
行動上の問題	0	0.0
ひきこもり・不登校	0	
家庭内暴力・DV	0	
虐待	0	
その他	0	
習慣的行動の問題	4	8.2
ギャンブル・買い物	2	
アルコール・薬物	0	
摂食障害	2	
その他	0	
福祉的制度	12	24.5
社会資源・年金	10	
その他	2	
対人関係	3	6.1
家庭	1	
職場	1	
学校	0	
その他	1	
その他	22	44.9
話を聞いて欲しい	4	
その他	18	
計	49	100.0

オ 対応の結果

結果	助言 指導	来所 相談の 勧め	電話 相談の 勧め	紹介先機関					その他	計
				医療 機関	市役所 等関係 機関	他の 相談 機関	保健所 保健セ ンター	その他 の機関		
件数	8	3	7	0	9	2	0	3	17	49

## 7 特定相談

以下は6（1）来所相談のうち、特定相談に該当するものを示す。

### （1）思春期特定相談事業

センターでは、精神発達の途上にある青少年の精神的健康の保持増進及び適応上の障がいの予防と早期発見等を図ることを目的に、平成14年6月から思春期特定相談事業を開始した。

対象は、思春期年齢の青少年の教育・相談を担当している職員、不登校・ひきこもり・精神不安定・対人不安などの心の問題で困っている思春期年齢の青少年とその家族としている。

#### ア 来所相談（再掲）

##### （ア）相談件数

		実人数	延べ件数
30年度相談件数		7	18
	男性	3	10
	女性	4	8
29年度(参考)		14	44
	男性	10	28
	女性	4	16

##### （イ）相談者の状況（相談対象者と来所者の関係）

対象者との関係 性別	本人のみ	家族のみ	関係機関	本人と家族	本人と関係機関	関係機関と家族	その他	計
男性	0	5	0	5	0	0	0	10
女性	1	5	0	2	0	0	0	8
計	1	10	0	7	0	0	0	18

(ウ) 主訴別件数 (重複あり)

相談内容	件数	%
精神科医療の問題	3	7.2
診断治療に関すること	2	
セカンドオピニオン	0	
診療機関・相談機関に関すること	1	
その他	0	
行動上の問題	15	35.7
ひきこもり	0	
不登校	3	
家庭内暴力・DV	0	
虐待	6	
その他 (非行行為、犯罪行為など)	6	
習慣的行動の問題	4	9.5
ギャンブル・買い物	0	
アルコール・薬物	0	
摂食障害	2	
その他 (インターネット依存など)	2	
福祉的制度	0	0.0
社会資源・年金	0	
その他	0	
対人関係	19	45.2
家庭	10	
学校	9	
その他	0	
その他	1	2.4
話を聞いて欲しい	1	
その他	0	
計	42	100

(エ) 相談の結果

結果	助言 指導	来所 指導	紹介先機関					その他	計
			医療 機関	関係 機関	他の相 談機関	保健セ ンター	その他		
件数	7	9	0	0	1	0	0	1	18

(2) アルコール関連問題等特定相談事業

本事業については、「15 依存症対策総合支援事業 (P.54)」にて述べる。

## 8 心の健康相談事業

### (1) 事業の概要

精神障がい者及び市民の精神保健福祉の増進を図るため、各区役所保健福祉課において、精神科医師が精神障がい者やその家族からの精神保健福祉に関する相談及び区保健福祉部に対する技術指導を行っている。相談は予約制である。

なお、本事業にかかる相談業務は、精神科の臨床経験を要するほか、精神保健福祉に関する学識を有していることなど高い専門性が求められるため、センターにおいて第1種非常勤職員として医師（精神科）を任用し、各区役所へ「巡回診療」を行わせる形をとっている（※本事業は、平成18年度の機構改革により各区保健福祉部からセンターへ事業移管された）。

#### ア 相談対象者

- ・本人、本人家族・親族（親、配偶者、子、兄弟、その他の親族）
- ・各区の精神保健福祉業務に携わる関係職員（保護課CW、保健師等）
- ・本人や本人家族の了解を得た関係機関職員（介護支援専門員等）
- ・その他、各区相談員が事業の利用の必要性を認めた者

#### イ 相談実施日

毎月1～2回（各区があらかじめ設定する曜日・時間で実施）

#### ウ 医師の任用数

10人

#### エ 相談内容

- ・精神科受診の必要性についての相談
- ・ケース処遇等に関する精神保健の観点からの相談
- ・精神疾患を疑う家庭内暴力、不登校、摂食障害、ひきこもり、神経症圏、発達障がい等に関する相談
- ・その他、各区相談員が事業の利用の必要性を認めたもの

### (2) 区別の相談件数の年度別推移

年度	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	計
平成26年度	4	9	2	18	43	27	13	3	19	11	149
平成27年度	4	9	4	5	20	32	8	2	11	6	101
平成28年度	7	11	3	12	23	11	7	2	17	8	101
平成29年度	1	7	6	9	24	16	2	6	8	3	82
平成30年度	6	4	7	4	20	11	5	2	35	1	95

(3) 相談内容の内訳

ア 相談者と対象者との関係

相談者	本人	同居親族	非同居親族	区役所職員	関係機関	その他	計
件数	10	25	9	48	3	0	95
%	10.5	26.3	9.5	50.5	3.2	0.0	100

イ 対象者の年齢別状況

	～19歳	20～39歳	40～64歳	65歳～	不明	計
男性	5	11	20	6	0	42
女性	2	8	26	17	0	53
計	7	19	46	23	0	95

ウ 受診歴の有無

	有り	無し	不明	計
件数	45	48	2	95
%	47.4	50.5	2.1	100

エ 相談内容

内容	精神科受診の必要性について	ケース処遇等に関する精神保健の観点から	精神疾患を疑う問題行動等	その他	計
件数	35	34	23	3	95
%	36.9	35.8	24.2	3.1	100

(再掲)

内容	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康づくり相談	老人精神	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害
件数	5	2	0	2	7	17	12	0	0

オ 処遇

	助言指導	医療機関の受診指導	その他	計
件数	66	29	0	95
%	69.5	30.5	0.0	100

## 9 組織育成

地域精神保健福祉の向上には、精神に障がいを持つ当事者、家族、地域住民などによる組織的な育成が不可欠であるとの観点から、市内で活動する家族会や患者会、社会復帰施設団体などの育成・支援に努めている。

	団体名	支援等の内容
当事者関連	札幌市精神障害者回復者クラブ連 合会（札幌連）	「自分の病気と薬を知る相談会」の 開催協力及び助言者の派遣
	NPO法人札幌連合断酒会	アルコール依存症関連フォーラム の開催協力・共催
家族関連	NPO法人札幌市精神障害者 家族連合会	精神療養講座の講師等
社会復帰施設 団体関連	札幌ダイケア協議会	年6回の例会、世話人会の開催に関 する協力
その他	社会福祉法人北海道いのちの電話	相談員養成講座の講師、研修会への 協力等
	北海道アディクションフォーラム 実行委員会	北海道アディクションフォーラム の開催協力・実行委員会への参加、 後援



## 10 精神医療審査会

精神医療審査会は、精神障がい者の人権に配慮しつつ、適正な医療及び保護を確保するために、精神科病院に入院中の方の書類審査や、退院・処遇改善請求審査を目的として、精神保健法(当時)の規定により、昭和62年に創設された。

札幌市では、大都市特例の施行により平成8年度に設置され、平成14年度から事務がセンターへ移管された。

### (1) 根拠法令

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第12条～15条

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 第2条

### (2) 業務概要

#### ア 審査会委員

15名 3合議体(1合議体5名)

#### イ 開催回数

定例の審査会 年34回(1か月に3回開催)

全体会 年2回

### (3) 定期の報告等の審査件数及び審査結果の内訳

#### ア 審査実績

		医療保護入院者 入院届	医療保護入院者 定期病状報告書	措置入院者 定期病状報告書	計
審査件数		4,137	1,982	11	6,130
審査結果	入院継続	4,137	1,982	11	6,130
	入院形態変更	0	0	0	0
	退院が適当	0	0	0	0

#### イ 年度別審査件数の推移

年度	医療保護入院者 入院届	医療保護入院者 定期病状報告書	措置入院者 定期病状報告書	計
平成26年度	3,732	2,013	15	5,760
平成27年度	3,843	1,853	9	5,705
平成28年度	3,855	1,984	9	5,848
平成29年度	4,110	1,938	9	6,057
平成30年度	4,137	1,982	11	6,130

(4) 退院等の請求の審査件数及び審査結果の内訳

区 分	請求件数
受付件数(前年度受理継続数)	37 (3)
審査前に退院	1
審査前に取下げ	10
審査件数	28
審査未了件数(次年度へ)	1

審査件数(再掲)		28
審 査 結 果	入院継続	26
	処遇は適当	1
	入院継続・処遇は適当	1
	退院が適当	0
	処遇は不適	0
	入院継続・処遇は不適	0

※ 電話相談件数 785件 (月平均 約65.4件)

※ 受付から結果通知までの所要日数平均 28.4日

(参考:平成27年度 33.7日、平成28年度 29.9日、平成29年度 33.0日)

# 1 1 自立支援医療（精神通院医療）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の判定に関する事務

センターでは、法第6条第2項第4号の規定に基づき、札幌市自立支援医療（精神通院医療）支給認定等審査判定会を開催し、自立支援医療（精神通院医療）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の審査判定事務を行っている。

## （1）沿革

本業務は従来、精神保健福祉審議会審査判定部会にて実施されていたものであるが、平成11年の法改正により、平成14年度からセンターへ移管されることとなった。そのため、平成14年以降は、新たに本市の内部機関としてセンターが設置した「札幌市精神障害者通院医療費公費負担等審査判定会」にて本業務を実施している。また、平成18年には、通院医療費公費負担制度が障害者自立支援法第52条の規定による自立支援医療（精神通院医療）支給認定へと制度変更されたことから、名称を「自立支援医療（精神通院医療）支給認定等審査判定会」に変更した。

## （2）判定会の概要

### ア 審査判定会委員

6名（合議制）

### イ 開催日

通常毎月第2、第4木曜日

### ウ 開催回数

年間24回（1回につき約2時間）

## （3）自立支援医療（精神通院医療）支給認定の審査判定結果の内訳

年度	総件数	認定	一部認定		非該当	保留
			高額継続 非該当	その他		
平成26年度	19,587	17,802	815	17	130	823
平成27年度	27,591	25,711	911	20	124	825
平成28年度	22,482	20,610	1,034	12	111	715
平成29年度	28,541	26,447	1,185	17	111	781
平成30年度	23,911	21,851	1,274	16	109	661

※ 平成22年1月の区受付分から、更新申請の診断書が省略（2年に1度の提出）可能となったため、偶数年度については判定件数が減少する傾向にある。

(4) 精神障害者保健福祉手帳交付認定の審査判定結果の内訳

年度	総件数	1級	2級	3級	非該当	保留
平成26年度	6,902	346	2,046	3,831	116	563
平成27年度	7,972	335	2,205	4,620	106	706
平成28年度	7,884	392	2,224	4,626	127	515
平成29年度	8,887	391	2,421	5,419	122	534
平成30年度	8,986	436	2,359	5,547	91	553

## 1 2 精神科救急情報センターの運営

平成 16 年 6 月に精神科救急情報センターを設置し、精神科救急医療に関する相談を受け、必要に応じ当番病院や関係機関との調整を行っている。

各区の対応時間外である平日夜間、土曜、日曜及び祝日の対応を担うことで、365 日、24 時間体制を確保している。

### (1) 精神科救急情報センターの概要

開設日	平成 16 年 6 月 1 日
設置目的	精神障がい者、その家族、その他関係者から緊急の精神科医療を必要とすると考えられる事例についての相談を受け付け、適切な処遇へ振り分ける（トリアージする）こと
設置主体	札幌市
位置付け	北海道精神科救急医療体制整備事業 道央（札幌・後志）ブロック
配置職員	精神保健福祉士、臨床心理士、看護師（精神科勤務経験（相談員）のある者）等、精神保健福祉に精通した者
勤務体制	1 勤務あたり原則 2 名配置（登録相談員によるシフト制）
稼働時間	平日 17 時 00 分～翌日 9 時 00 分、土日祝日 9 時 00 分～翌日 9 時 00 分
その他	27 精神科病院による当番病院輪番制により運営。平成 25 年度からは、道央ブロックをさらに 2 圏域に分け、当番病院 2 輪番制としている。

### (2) 精神科救急情報センターの電話相談

#### ア 年度別相談件数と病院受診件数の推移

相談件数は増加傾向にあるが、受診率は 16% 前後で推移している。

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談件数	4,151	4,306	4,168	4,320	4,697
病院受診件数	729	668	658	723	765
受診率（%）	17.6	15.5	15.8	16.7	16.3

#### イ 月別相談件数と病院受診件数

月平均 相談件数：391.4 件 病院受診：63.8 件

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
相談件数	379	430	381	436	359	444	345	341	482	383	353	364	4,697
受診件数	56	63	65	68	59	81	60	53	68	65	61	66	765

ウ 時間帯別相談件数

夜間帯（17:00～22:59）が46.3%を占める。

また、土・日・祝日のみ稼働する日中帯（9:00～16:59）は、23.6%を占める。

時間帯	17:00 ～ 18:59	19:00 ～ 20:59	21:00 ～ 22:59	23:00 ～ 0:59	1:00 ～ 2:59	3:00 ～ 4:59	5:00 ～ 6:59	7:00 ～ 8:59	9:00 ～ 12:59	13:00 ～ 16:59	合計
件数	712	743	717	528	353	193	148	197	540	566	4,697
%	15.2	15.8	15.3	11.2	7.5	4.1	3.1	4.2	11.5	12.1	100

エ 曜日別相談件数

曜日	月	火	水	木	金	土	日	合計
件数	694	447	477	505	513	947	1,114	4,697
%	14.8	9.5	10.2	10.7	10.9	20.2	23.7	100

オ 所要時間別相談件数

70.7%の相談が15分未満（3,318件）で終了する一方で、30分を超える相談も13.1%（619件）ある。

相談時間(分)	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～59	60～	合計
件数	1,677	1,107	534	276	274	210	463	156	4,697
%	35.7	23.6	11.4	5.9	5.8	4.5	9.8	3.3	100

カ 相談者別相談件数

相談者	本人	同居 親族	非同居 親族	救急隊	警察	精神科 医療機関
件数	2,120	874	290	412	330	84
%	45.2	18.6	6.2	8.8	7.0	1.8
相談者	その他の 医療機関	保健所等 行政機関	その他	不明	合計	
件数	133	49	273	132	4,697	
%	2.8	1.0	5.8	2.8	100	

キ 年代別相談件数

年代	20歳 未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代 ～	不明	合計
件数	217	574	660	857	537	288	348	1216	4,697
%	4.6	12.2	14.1	18.3	11.4	6.1	7.4	25.9	100

ク 相談内容別

相談内容	自傷	自殺企図	他害	薬の副作用	過量薬	徘徊	興奮	心氣的訴え	不安
件数	94	133	103	90	114	28	337	71	383
%	2.0	2.8	2.2	1.9	2.4	0.6	7.2	1.5	8.2
相談内容	いら いら	不眠	気分の 高揚	抑うつ感	幻覚	支離 滅裂	奇妙な 言動	摂食 障害	強迫 行為
件数	172	242	25	177	154	100	230	9	4
%	3.7	5.1	0.5	3.8	3.3	2.1	4.9	0.2	0.1
相談内容	酩酊	薬物 乱用	身体 症状	薬切れ	希死 (自殺) 念慮	発作	せん妄	精神 医療 相談	救急 相談外
件数	41	6	528	158	302	131	8	250	443
%	0.9	0.1	11.2	3.4	6.4	2.8	0.2	5.3	9.4
相談内容	問合せ	その他	不明	合計					
件数	226	135	3	4,697					
%	4.8	2.9	0.1	100					

ケ トリアージ結果

結果	緊急対象外	助言指導	病院受診 (765件 16.3%)			合計
			当番病院	かかりつけ 病院	その他の 病院	
件数	2,702	1,230	719	27	19	4,697
%	57.5	26.2	※94.0	※3.5	※2.5	100

※は病院受診 765 件中の割合を示す。

コ 病院受診結果 (内訳)

入院の総件数は 323 件。また、「その他・不明」は主にかかりつけ病院を受診したのちの結果が不明である件数。

受診結果	外来のみ	任意入院	医療保 護入院	(緊急) 措置 入院	応急 入院	受診 せず	その他 ・不明	合計
件数	336	73	213	6	31	101	5	765
%	43.9	9.5	27.8	0.8	4.1	13.2	0.7	100

### 13 ほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）

札幌市では、平成20年8月に関係各局の部長職で構成する「札幌市自殺予防対策庁内連絡会議」、翌平成21年7月には副市長を委員長とした関係各局長で構成する「札幌市自殺総合対策推進会議」を設置して、全庁を挙げて自殺対策を進めている。

また、平成22年3月に「札幌市自殺総合対策行動計画」、平成26年3月に「第2次札幌市自殺総合対策行動計画（札幌ほっとけない・こころのプラン）」、平成31年3月に「札幌市自殺総合対策行動計画2019」を策定した。

本計画に基づき、札幌市では「ひとりでも多くのいのちを救う」ことを目標とし、自殺を考えている人を地域全体で救うことで、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指している。

#### （1）札幌市における自殺の現状

札幌市における自殺者は年々減少しており、平成29年度に微増したものの、平成30年度には再び減少している。年代としては、40代や50代の自殺者数が多い。

#### ◆札幌市の自殺者数の推移

（単位：人）

年度	自殺者数	年代別							
		20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上
平成26年度	381	13	51	58	69	61	58	32	39
平成27年度	345	13	43	42	72	55	62	34	24
平成28年度	331	8	51	53	57	59	46	32	25
平成29年度	339	13	42	49	71	58	41	40	25
平成30年度	324	8	44	45	66	69	43	26	23

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

#### ◆札幌市の自殺者死亡率の推移

（単位：人口10万人あたり）

年度	自殺死亡率	年代別							
		20歳未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上
平成26年度	19.7	4.2	23.7	21.2	23.9	24.4	20.6	17.0	31.9
平成27年度	17.8	4.2	20.4	15.8	24.5	22.0	21.8	17.7	18.7
平成28年度	17.0	2.6	24.6	20.4	19.2	23.3	15.9	16.6	18.4
平成29年度	17.4	4.2	20.5	19.3	23.3	23.2	14.2	20.3	17.7
平成30年度	16.6	2.6	21.8	18.1	21.8	26.9	15.2	12.6	15.6

資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数」  
厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」



(2) 自殺対策関係会議の開催（再掲）

ア 札幌市自殺総合対策推進会議

札幌市の自殺対策を総合的に推進するため、庁内の関係部局との連携体制として、副市長を委員長とした関係各局長で構成する会議を設置している。

<第1回>

日時 : 7月 10日 (火) (書面開催)

議題 : 1 札幌市における自殺の状況

2 平成29年度ほっとけない・こころ推進事業の実績報告

3 各部局における関係事業の実施状況及び実施予定

4 平成30年度ほっとけない・こころ推進事業の事業計画

5 その他

(1) 「札幌市の自殺総合対策のあり方」答申について

(2) 第3次行動計画策定予定について

<第2回>

日時 : 11月 8日 (木) (書面開催)

議題 : 1 札幌市自殺総合対策行動計画2019(案)について

2 今後の予定について

イ 札幌市自殺総合対策推進会議幹事会（兼企画調整システム関係部長会議）

局長級の推進会議に付議する事項を審議するため、推進会議に先立ち開催する部長級の会議。なお、平成30年度は、次年度からの5か年計画である「札幌市自殺総合対策行動計画2019」策定のため、企画調整システムにおける関係部長会議を兼ねて開催した。

日時 : 11月 1日 (木) 15:00~16:00

場所 : WEST19 5階 講堂

議題 : (仮称)第3次札幌市自殺総合対策行動計画素案について

ウ 札幌市自殺総合対策推進会議ワーキンググループ（兼企画調整システム課長級会議）

審議事項のうち実務レベルで検討を要するものについて協議を行うため、幹事会に先立ち開催する課長級の会議。

なお、平成30年度は、次年度からの5か年計画である「札幌市自殺総合対策行動計画2019」策定のため、企画調整システムにおける課長級会議を兼ねて開催した。

<事前メール会議>

日時 : 10月 3日 (水) ~ 10月 15日 (月)

議題 : (仮称)第3次札幌市自殺総合対策行動計画素案について

<第1回>

日時 : 10月 26日 (金) 10:30~12:00

場所 : WEST19 5階 講堂

議題 : (仮称)第3次札幌市自殺総合対策行動計画素案について

## エ 第3次自殺総合対策行動計画素案に係る意見交換会

自殺対策に取り組んでいる関係機関・団体を集め、(仮称)第3次札幌市自殺総合対策行動計画素案について、意見交換会を開催した。

### (ア) 参加機関

専門領域	機 関 ・ 団 体 名
自殺対策に関する専門的学識経験者	・ 北海道公立大学法人札幌医科大学医学部
保健・医療・福祉関係	・ 一般社団法人札幌市医師会 ・ 札幌市精神科医会 ・ 北海道精神神経科診療所協会 ・ 公益社団法人北海道看護協会 ・ 北海道臨床心理士会 ・ 一般社団法人北海道精神保健福祉士協会 ・ 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会 ・ 北海道精神保健推進協会こころのリカバリー総合センター
大学・研究機関	・ 国立大学法人北海道大学大学院医学研究院 ・ 市立大学看護学部
教育関係	・ 全国大学保健管理協会北海道地方部会
警察	・ 北海道警察本部
経営・労働関係	・ 日本産業カウンセラー協会北海道支部
法律関係	・ 札幌弁護士会 ・ 札幌司法書士会 ・ 日本司法支援センター札幌地方事務所(法テラス札幌)
活動団体	・ 社会福祉法人北海道いのちの電話 ・ 公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター ・ 自死遺族の思いを語る集い「癒しの会」 ・ 分かちあいの会・ネモフィラ ・ 社会福祉法人青十字サマリヤ会 ・ 札幌連合断酒会 ・ 札幌市精神障害者家族連合会

### (イ) 内容等

日時	: 11月 8日 (木) 19:00~21:00
場所	: 札幌市精神保健福祉センター (WEST19 4階) 会議室
議題	: 第3次自殺総合対策行動計画の素案について

(3) 平成30年度ほっとけない・こころ推進事業（自殺総合対策事業）一覧

ア 相談事業

心の健康づくり電話相談（再掲）

相談件数 8,742 件（内訳：平日日中 4,873 件、平日夜間・休日 3,869 件）

イ 相談業務担当者及び専門職等に対する人材養成

(ア) 市職員向け研修（ゲートキーパーに関する研修への講師派遣）（再掲）

対象	開催日	参加者数
生活保護新任面接員	4月 3日 (火)	13名
区保険年金課収納担当職員	4月 23日 (月)	28名
納税担当職員転入者	4月 25日 (水)	40名
新任保健福祉課職員	5月 25日 (金)	106名
生活保護新任CW	8月 24日 (金)	97名

(イ) 教職員向け研修（再掲）

① 子ども理解に関わる研修会【教育委員会と共催】

名称	開催日	参加者数
子ども理解に関わる研修会	7月 18日 (水)	320名

② 未成年者のメンタルヘルス等に関する研修への講師派遣

名称	開催日	参加者数
教育センター専門研修学校経営研修コース	6月 15日 (金)	40名
新任管理職研修	6月 25日 (月)	70名
中堅教諭等資質向上研修「共通研修」	7月 31日 (火)	215名
教育センター専門研修（教養研修）「青年期のメンタルヘルスの理解と対応」	8月 7日 (火)	36名

(ウ) 専門職向け研修

名称	開催日	参加者数
かかりつけ医等うつ病対応力向上研修【北海道・北海道医師会と共催】	7月 28日 (土)	159名
専門職向けゲートキーパー養成研修	12月 3日 (月)	57名
自死遺族から体験を聞く研修会	12月 13日 (木)	19名

ウ 市民向け研修及び地域の団体等の連携

名称	開催日	参加者数
フレッシュスタート塾への講師派遣（再掲）	5月 9日 (水) 10日 (木)	69名
市民向けゲートキーパー養成研修【北海道いのちの電話へ業務委託】	計7回実施	185名
暮らしとこころの相談会【札幌弁護士会と共催】（再掲）	9月 13日 (木) 3月 13日 (水)	相談1件
お酒と健康を考える市民フォーラム【NPO 法人札幌連合断酒会と共催】	1月 26日 (土)	133名

エ 普及啓発事業

(ア) 講演会等

名称	開催日	参加者数
市民フォーラム「こころの薬のこと教えて」【北海道臨床精神薬理研究会と共催】	6月 2日 (土)	146名
シンポジウム「うつをこえて」【JDCと共催】	10月 13日 (土)	120名

(イ) 啓発活動

名称	開催日	参加者数
札幌駅前地下歩行空間で啓発ティッシュを配付【北海道いのちの電話と協働】	9月 10日 (月)	配布 500 個
広報ラジオ番組 HBCラジオ「スマイルさっぽろ」特集「知ってほしい、自殺について」	2月 26日 (火)	—
自殺予防週間（9/10～16）及び自殺対策強化月間（3月）の啓発ポスター掲出		
自殺対策及び精神保健福祉に関するパネルの活用		
広報さっぽろ2月号掲載 特集「支え合って守る命～自殺について考える～」(巻頭6ページ)		

オ 若者向け自殺対策

(ア) 自殺対策イベント「いっしょに学ぼう～いのちとこころ」【中央図書館と共催】

名称	開催日	参加者数
パネル展「こころといのちの学びコーナー」	3月 6日 (水) ～ 25日 (月)	来場者： 2,416名
イラスト・メッセージコーナー～こころの声～	3月 6日 (水) ～ 25日 (月)	参加者： 108名
てづくりしおりでつたえよう！	3月 9日 (土) 10日 (日)	参加者： 41名
人形劇「おもちゃになりたかったネズミ」	3月 16日 (土) 17日 (日)	来場者： 185名
図書展示「図書館司書が選ぶ こころに効く 1冊」	3月 6日 (水) 25日 (月)	—

(イ) 中高生・若者向けゲートキーパー啓発マンガ冊子による普及啓発

平成29年度に作成したゲートキーパーの役割を紹介するマンガを増刷し、市内の全中学1年生を対象に配付した（平成29年度は市内の全中学1年生から高校3年生に対し配付している）。

名称	参加者数
市内新中学1年生への配付	学校数： 119校 配布数： 16,910部

(ウ) ウェブサイト「札幌こころのナビ」及び公式Twitterによる普及啓発

名称	参加者数
札幌こころのナビの改修（Twitter連動、テスト教材追加）	閲覧数： 16,453件
公式Twitterの開設・情報発信	フォロワー： 281名
公式Twitter「#わたしはいやし隊」キャンペーン(画像投稿)	投稿数： 93件

カ 地域密着型自殺対策事業

各区保健福祉部が実施主体として、区の特性と住民の実情に応じた自殺対策の取り組みとして、人材養成事業や普及啓発事業を実施している。

(ア) 人材養成事業

区	名称	開催日	参加者数
中央区	自立支援協議会中央区地域部会との協働による地域密着型自殺対策事業（こころの健康と自殺対策～そのサインを見逃さないで～）	2月 20日（水）	44名

(イ) 普及啓発事業

① 講演会等

区	名称	開催日	参加者数
北区	笑いからつながる自殺対策事業	10月 13日（土）	45名

② 啓発活動

区	名称	開催日	参加者数
東区	健康づくりフェスティバルと連動した自殺対策事業「こころの健康づくり（いのちを守る）パネル展」	2月 21日（木） ～ 27日（水）	1,023名
白石区	白石健やかフェスタ等における区民への自殺対策普及啓発事業	9月 28日（金） 11月 10日（土）	519名
白石区	母子保健事業を通じた妊産婦への自殺対策事業	10月～3月の乳児家庭全戸訪問時等	794名
厚別区	平成30年度厚別区自殺対策事業	10月 20日（土）	318名
豊平区	平成30年度豊平区地域密着型自殺対策事業	9月・10月・2月・3月中	385名
清田区	平成30年度清田区健康&介護予防フェアにおける自殺対策事業（きづく・きく・つなぐ・みまもる～いのちのパネル展～）	10月 31日（水）	400名
清田区	清田区役所に来庁する妊産婦等、若年層の子育て世代区民に対する自殺対策事業	9月～の母子手帳交付時	273名
南区	南区健康まつり等における区民への自殺対策啓発事業	計7回実施	1,039名
手稲区	平成30年度手稲区地域密着型自殺対策事業	9月 20日（木） ～ 27日（木）	130名

(ウ) 若年層対策事業

区	名称	開催日	参加者数
西区	平成31年西区成人式に参加する若者に対する自殺予防普及啓発事業（20歳の皆さんへ、大切にしよう心と命）	1月 14日（月）	1,400名

(4) 自殺対策普及啓発ツール

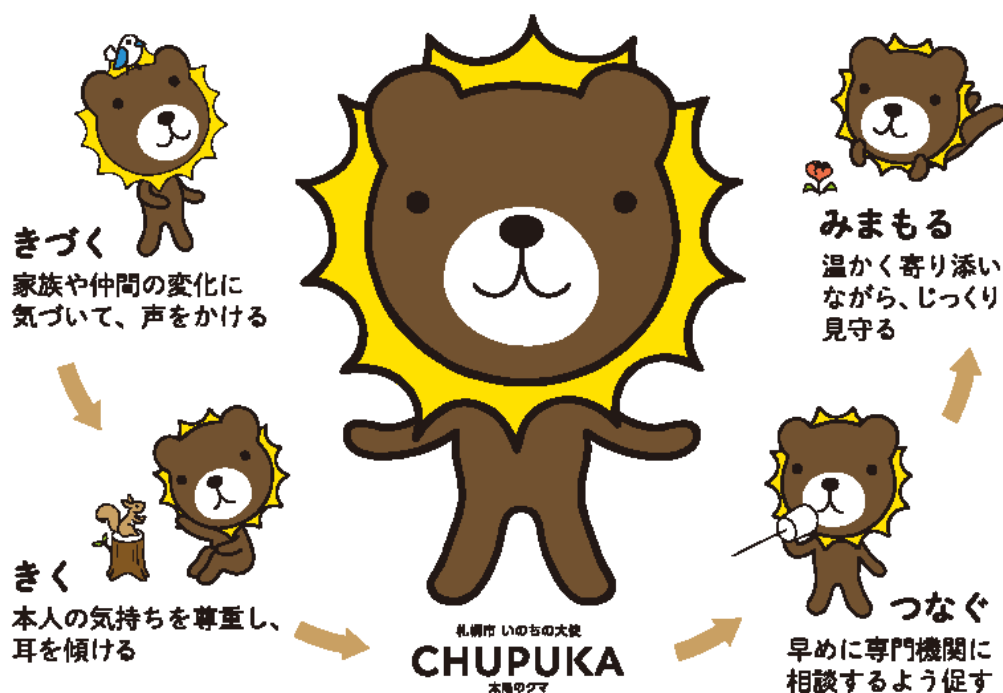
ア 札幌市いのちの大使 CHUPUKA (チュプカ)

センターでは、自殺対策のPR活動でこの「太陽のクマ」のキャラクターを使用している。名前の由来は、アイヌ語の「太陽」と「月」を意味する「チュプ」と、「輪」を意味する「カリプ」を組み合わせたものである。

CHUPUKAは、太陽の命の輪をかぶり、命を大切にする意識「きづく」「きく」「つなぐ」「みまもる」の気持ちを広めている。

# わたしは、ほっとけない。

一人ひとりが、いのちを守る「ゲートキーパー」に。



### ゲートキーパーとは

悩みのある人に気づき、声をかけ、話をきいて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。特別な資格はいりません。

### 命 = 太陽の輪

僕の名前は「CHUPUKA (チュプカ)」。命を大切にするクマです。名前の由来はアイヌ語の「太陽」と「月」を意味する「チュプ」と、輪を意味する「カリプ」を組み合わせたものです。僕は命の大切さを伝えるため太陽のいのちの輪をかぶって、命を大切にする意識「きづく」「きく」「つなぐ」「みまもる」気持ちを広めています。

#### イ ウェブサイト「札幌こころナビ」（再掲）

悩みを抱えた若者の「こころ」を支え、適切な対処・対応方法や相談機関等の情報にいつでも触れることができるよう、若者の利用率が非常に高いウェブ上で情報発信を行う。（平成 30 年 4 月 25 日開設）

URL : <http://www2.city.sapporo.jp/hottokenai-kokoro/>



#### ウ 札幌こころのセンター公式 Twitter（再掲）

悩みを抱えた若者が、相談機関やメンタルヘルス向上に資する情報等に触れることができるよう、若者に身近な SNS の一つである Twitter において様々な情報発信を行う。（平成 31 年 2 月 28 日開設）

アカウント名 : @kokoronocenter

URL : <https://twitter.com/kokoronocenter>

## 1 4 災害対応

### (1) 平成 30 年 7 月豪雨

平成 30 年 6 月 28 日から 7 月 8 日にかけて、西日本を中心に発生した「平成 30 年 7 月豪雨」への支援のため、札幌市災害時健康危機管理支援チーム（札幌市 D H E A T）第 2 班のメンバーとして、厚生労働省からの要請を受けて被災地へ職員を派遣した。

#### ア 活動期間

平成 30 年 7 月 22 日（日）～29 日（日）

#### イ 活動場所

呉市保健所（西保健センター）

#### ウ 派遣職員

相談支援係技術職員（保健師）1 名

\* 他部局から、保健所の医師職、衛生職、事務職、南区の栄養士各 1 名も派遣された。

#### エ 活動内容

(ア) 県外からの派遣保健師による戸別訪問の計画、統括、調整

(イ) 各種資料や会議録の作成

(ウ) 避難所情報等のとりまとめ

### (2) 平成 30 年北海道胆振東部地震

平成 30 年 9 月 6 日に発生した「平成 30 年北海道胆振東部地震」により、大規模な停電や断水、道路の陥没、建物の損壊など、市内各地に大きな被害があった。

#### ア 地震の概要

##### (ア) 本震

平成 30 年 9 月 6 日 午前 3 時 7 分

##### (イ) 震源地

胆振地方中東部、深さ 37 k m（暫定値）

##### (ウ) 市内の観測震度

震度 6 弱	東区
震度 5 強	北区、白石区、清田区、手稲区
震度 5 弱	厚別区、豊平区、西区
震度 4	中央区、南区



(エ) マグニチュード

6.7 (暫定値)

イ 市内の被害状況

(ア) 人的被害の状況 (令和元年9月4日現在)

死者	(うち災害関連死)	3(2)
負傷者	重傷	1
	軽傷	296

(イ) 物的被害の状況 (令和元年9月4日現在)

	住家	非住家	計
全壊	99	7	106
半壊	785	27	812
一部損壊	13,350	240	13,590
計	14,234	274	14,508

ウ 発災直後の対応

(ア) 精神科救急情報センターの機能維持

(イ) EMIS 未入力医療機関への安否確認、入力支援

(ウ) 国 DPAT 事務局、北海道 DPAT との連絡調整

エ 相談支援体制

(ア) 被災者こころの専用相談電話

① 目的

被災者等のこころのケア

② 実施時期

平成 30 年 9 月 10 日～平成 30 年 9 月 28 日 (土日祝日を除く)

8:45～20:00

③ 対象

札幌市民

④ 方法

急性期対応のため、臨時の専用相談電話を開設

⑤ 件数

39 件

(イ) 清田区避難所心の相談窓口「こころとからだの健康相談」

① 目的

被害の大きかった清田区から避難所でのこころのケアの相談窓口設置について要請があり、精神保健福祉センター、子ども発達支援総合センター及び病院局の3機関が協働で実施した。

② 実施時期

平成 30 年 9 月 12 日～平成 30 年 9 月 21 日（土日祝日を含む）  
13：00～20：00

③ 対象

清田区体育館避難者

④ 方法

避難所である清田区体育館 2 階の多目的室を相談室とし、面談ブースを設置した。  
また、担当者が避難所内を巡回して声掛けを行うなどしながら、健康面についての相談を広く受け付けた。上記 3 機関から看護師・保健師・セラピスト・事務職（福祉）等の多職種が各日 2 名体制で従事した。

⑤ 件数

23 件

(ウ) 被災者のこころのケア

① 目的

家屋損壊により転居や長引く避難生活、生活環境の変化により生じるこころの問題を早期に発見し、適切に支援、対応するため

② 実施時期

平成 30 年 12 月～

③ 対象

り災証明により、居住する住宅が「全壊」「半壊」「一部損壊」と認定された被災者

④ 方法

家屋損壊等の被害のあった被災者に、こころの問題に関する注意喚起や相談窓口の情報提供のチラシを郵送した。

⑤ 件数

47 件（電話・来所：44 件、家庭訪問：3 件）

(エ) 心の健康づくり電話相談（北海道胆振東部地震に伴う被災者等相談）【再掲】

① 目的

被災者等のこころのケア

② 実施時期

平成 30 年 11 月～平成 31 年 3 月

③ 対象

被災した市民又はその家族及び関係者等

④ 方法

既存の心の健康づくり電話相談の電話回線を増設、相談員を増員することにより実施した。

⑤ 件数

67 件

## 15 依存症対策総合支援事業

センターでは、平成16年度からアルコール、薬物、ギャンブルなどの嗜癖関連問題全般の相談を特定相談事業として位置づけ、電話・来所で相談に応じている。その後、国は、アルコール健康障害対策基本法（平成25年）、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年）等の依存症対策に関する関係法律を施行し、都道府県・政令指定都市における依存症への総合的な対策の実施と強化を進めている。

このことから、センターでは、平成30年度から従来の特定相談事業に加えて、依存症の医療体制の整備、普及啓発・相談体制の整備などの取組を北海道と連携をしながら実施している。

### (1) 札幌市依存症治療拠点機関・依存症専門医療機関の選定

札幌市では、国が平成29年6月に発出した「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（障発0613第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、所定の条件を満たす医療機関を札幌市依存症治療拠点機関・依存症専門医療機関に選定している。

#### ア 札幌市依存症専門医療機関

依存症に関する所定の研修を修了した医療スタッフを配置し、専門性を有する医師が担当する入院医療や、認知行動療法など依存症に特化した専門プログラムを有する外来治療を実施している。

医療機関名	所在地	選定された依存症の種類		
		アルコール	薬物	ギャンブル
医療法人社団 五稜会病院	北区篠路9条6丁目2-3	○		
医療法人北仁会 幹メンタルクリニック	中央区大通西20丁目2-20 EXCEL S1ビル5階	○		
医療法人北仁会 旭山病院	中央区双子山4丁目3-33	○	○	○
医療法人耕仁会 札幌太田病院	西区山の手5条5丁目1-1	○	○	○

(選定順・平成31年3月31日現在)

#### イ 札幌市依存症治療拠点機関

依存症専門医療機関間の連携の拠点となる医療機関であり、医療機関対象の人材養成研修、依存症に関する情報発信、専門医療機関の実績のとりまとめ等を実施している。

医療機関名	所在地
医療法人北仁会 旭山病院	中央区双子山4丁目3-33

(2) アルコール関連問題等特定相談事業（再掲）

アルコール乱用・依存をはじめ、薬物乱用・依存やギャンブル依存など「嗜癖」問題は、平成15年度まで一般相談の中で取り扱ってきたが、地域精神保健の中でも重要課題の一つとして捉え、平成16年度からは嗜癖関連問題全般について特定相談事業として位置づけている。電話相談で来所相談の希望及び必要性を判断し、面接相談を実施している。

ア 相談件数（来所）

		実人数	延べ件数
30年度相談件数		13	20
	男性	8	13
	女性	5	7
29年度（参考）		28	41
	男性	23	36
	女性	5	5

イ 相談者の状況（相談対象者と来所者の関係）

性別 \ 対象者との関係	本人のみ	家族のみ	関係機関	本人と家族	本人と関係機関	関係機関と家族	その他	計
男性	2	9	0	2	0	0	0	13
女性	1	6	0	0	0	0	0	7
計	3	15	0	2	0	0	0	20

ウ 相談内容（重複あり）

	20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	不明	計
アルコール	0	1	1	1	0	0	0	0	3
薬物	0	2	5	0	0	0	0	0	7
ギャンブル	0	1	4	1	1	0	2	0	9
その他※	2	0	0	0	0	0	0	0	2
計	2	4	10	2	1	0	2	0	21

※ その他：インターネット依存、買物依存など

エ 相談の結果

結果	助言指導	来所指導	紹介先機関					その他※	計
			医療機関	関係機関	他の相談機関	保健センター	その他		
件数	11	4	3	0	0	0	0	2	20

※ その他：傾聴など

(3) 北海道飲酒運転の根絶に関する条例に伴う保健指導実施状況

平成 27 年 12 月 1 日付けで「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」が施行され、その中で、飲酒運転をした者に対するアルコール健康障害に関する保健指導を実施することとしている。センターでは、飲酒運転をした者に対する保健指導実施機関として、毎週水曜日午後 1 時から 4 時まで専用電話を開設して相談予約を受け付け、精神科医が来所相談を実施している。

飲酒運転をした者に対する保健指導実施件数

年度	28	29	30
件数	2	3	0

(4) アルコール中毒者保護通知書等の受理、連絡会議への参加

札幌市では、平成 24 年度に「アルコール中毒保護通知書の取扱マニュアル」を定め、センターは、保健所及び区保健福祉部への助言等、受診勧奨に関して必要な支援を行うこととした。

具体的には、①センター長は、保健所との連絡会議において、受診勧奨の必要性について助言する、②区保健福祉部長に対し、困難ケース等に関する助言等、必要な支援を行う。

中毒者保護通知等の受理、連絡会議への参加等の実績は、以下のとおり。

内 容	件数
アルコール中毒者保護通知書（写）の受理	11 件
アルコール中毒者保護通知に係る調査について（回答）の受理	6 件
アルコール中毒者保護通知に係る連絡会議への参加	3 回
アルコール中毒者保護通報に基づく受診勧奨について（報告）の受理	1 件
その他	0 件

(5) 普及啓発、情報発信、民間団体等の活動支援

依存症の支援にあたる民間団体や自助グループが実施しているフォーラム等の開催を協力し、市民に向けた依存症についての普及啓発や、社会資源の情報等の周知を行っている。

行事名	主催者	日程
第 8 回北海道アディクションフォーラム（後援、開催協力）	北海道アディクションフォーラム実行委員会	11 月 10 日（土）
お酒と健康を考える市民フォーラム（共催）	非営利活動法人札幌連合断酒会	1 月 26 日（土）

### Ⅲ 関係条例・規則等



つなぐ

# 1 札幌市精神保健福祉センター条例

平成 9 年 3 月 28 日

条例第 10 号

(設置)

第 1 条 本市は、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 6 条第 1 項の規定に基づき、精神保健福祉センター(以下「センター」という。)を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
札幌市精神保健福祉センター	札幌市中央区大通西 19 丁目

(使用料及び手数料)

第 2 条 センターにおける診療その他の業務(以下「診療等」という。)については、使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)を徴収する。

2 前項の使用料等の額は、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定方法(以下「算定方法」という。)により算定した額(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)の規定による医療を受けることができる者については、同法の規定により厚生労働大臣が定める医療に要する費用の額の算定に関する基準(以下「算定基準」という。))により算定した額)とする。ただし、算定方法及び算定基準に定めのないものについては、市長が定める。

(使用料等の納入時期)

第 3 条 使用料等は、診療等の実施の都度徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用料等の減免)

第 4 条 市長は、特別の事由により必要があると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 札幌市職員の定年等に関する条例(昭和 58 年条例第 27 号)の一部改正〔省略〕

附 則(平成 18 年条例第 23 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年条例第 11 号)抄

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

## 2 札幌市精神保健福祉センター条例施行規則

平成9年3月28日

規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市精神保健福祉センター条例(平成9年条例第10号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(市長が定める使用料等)

第2条 条例第2条第2項ただし書の規定により市長が定める使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の額は、別表のとおりとする。

(使用料等の減免の手続)

第3条 条例第4条の規定により使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、精神保健福祉センター使用料(手数料)減額(免除)申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第4条 この規則の施行について必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第7号)省略

附 則(平成17年規則第14号)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に請求される文書に係る文書料について適用し、同日前に請求された文書に係る文書料については、なお従前の例による。

別表

	種別	料金	摘要
文書料	文書(A)	1枚につき 800円	医療費領収金額の証明書その他これに類する簡単な内容のもの
	文書(B)	1枚につき 1,500円	病名、治療期間程度の記載にとどまる診断書、証明書その他これらに類する内容のもの
	文書(C)	1枚につき 3,000円	死亡診断書、身体障害者診断書、意見書、病状経過の記載を要する診断書、証明書その他これらに類する内容のもの
	文書(D)	1枚につき 4,000円	各種保険、年金等の請求に係る診断書、証明書その他これらに類する複雑な内容のもの



別記様式

精神保健福祉センター使用料(手数料)減額(免除)申請書

年 月 日

(あて先)札幌市長

住所

氏名

次のとおり精神保健福祉センターの使用料(手数料)を減額(免除)願います。

減額(免除) 申請する事 項	
減額(免除) 申請する理 由	

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

### 3 心の健康づくり電話相談事業実施要綱

平成 23 年 3 月 11 日

保健福祉局長決裁

(目的)

第 1 条 心の健康づくり電話相談（以下、「電話相談」という。）は、さまざまな要因から心に悩みを抱える市民、精神に障がいのある市民又はその家族及び関係者などから精神保健福祉に係る相談を受け、適切な助言や関係機関を紹介するなどにより、健やかな市民生活を送るための援助を行うことを目的とする。

(実施内容)

第 2 条 電話相談は、心に悩みを抱える市民、精神に障がいのある市民又はその家族及び関係者などから精神保健福祉に係る相談を電話により受け、適切な助言を行うとともに、必要に応じて精神保健福祉センター及び各区保健福祉部又はその他の関係機関を紹介するものとする。

(実施場所)

第 3 条 電話相談の実施場所は、札幌市精神保健福祉センター内とする。

(相談従事者)

第 4 条 電話相談に従事する者は、第 1 条の目的を遂行することができる、精神保健福祉士、看護師、保健師、社会福祉士などの資格を有し、高度な技術を習得した者又はこれに準ずる十分な経験を有する者とする。

(電話相談の開設日及び相談時間)

第 5 条 電話相談は、月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 5 時まで開設するものとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から同月 31 日までの日及び 1 月 2 日から同月 3 日までの日は休日とする。

(秘密の保持)

第 6 条 電話相談に係る事務に従事する者は、職務上知り得たことについて、いかなる場合にも他に漏らしてはならない。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

## 4 電話相談強化事業実施要綱

平成 23 年 2 月 22 日  
精神医療担当部長決裁

(目 的)

第 1 条 電話相談強化事業は、さまざまな要因から心に悩みを抱える市民、精神に障がいのある市民又はその家族及び関係者などから精神保健福祉に係る相談を受け、適切な助言や関係機関の紹介等を行うことにより、健やかな市民生活を送るための援助を行うことを目的とする。

(実施内容)

第 2 条 電話相談は、心に悩みを抱える市民、精神に障がいのある市民又はその家族及び関係者などから精神保健福祉に係る相談を電話により受け、適切な助言を行うとともに、必要に応じて保健福祉局精神保健福祉センター及び各区保健福祉部又はその他の関係機関を紹介するものとする。

(電話相談の開設日及び相談時間)

第 3 条 電話相談は、月曜日から金曜日までの午後 5 時から午後 9 時まで並びに土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日の午前 10 時から午後 4 時まで開設するものとする。ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までの日は休日とする。

(相談従事者)

第 4 条 電話相談に従事する者は、第 1 条の目的を遂行することができる、精神保健福祉士、看護師、保健師、社会福祉士などの資格を有し、高度な技術を修得した者又はこれに準ずる十分な経験を有する者とする。

(責任者の配置)

第 5 条 受託者は、電話相談に従事する者の中から相談責任者を定め、当該相談責任者が精神保健福祉センターとの連絡調整に当たるものとする。

(危機管理体制)

第 6 条 相談電話の内容が自殺未遂等により救急対応を要する場合には、受託者は医学的判断を行える専門家と即時に連携できる体制を構築すること。

(実施状況報告)

第 7 条 電話相談に従事する者は、受理した電話相談内容について、別に定める様式により相談記録票を作成すること。また、受託者は毎月 5 日（閉庁日の場合は、翌開庁日）までに、別に定める様式により相談記録集計票及び相談記録票を精神保健福祉センターへ提出すること。

(秘密の保持)

第 8 条 電話相談に従事する者は、職務上知り得たことについて、いかなる場合にも他に漏らしてはならない。

(委 任)

第 9 条 この要綱に定めのない事項は、保健福祉局精神医療担当部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 2 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 25 日から施行する。

## 5 札幌市心の健康相談事業実施要綱

平成 23 年 9 月 26 日

保健福祉局長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について」(障第 251 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)に基づき、札幌市心の健康相談事業の実施に関して必要な事項を定めるものである。

(目的)

第 2 条 この事業は、札幌市が行っている精神保健福祉に関する相談事業のうち特に、札幌市が「医師(精神科)」を任用しこれを実施者として、精神障がい者やその家族からの精神保健福祉に関する相談及び区保健福祉部に対する技術指導を行い、もって精神障がい者及び市民の精神保健福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業の名称)

第 3 条 この事業の名称は「心の健康相談事業」(以下「事業」という。)とする。

(事業の実施主体)

第 4 条 この事業の実施主体は札幌市とし、札幌市精神保健福祉センター(以下「センター」という。)がこれを行う。

(対象者)

第 5 条 この事業の対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 精神科受診が容易でなく、精神疾患がある者、若しくはその疑いのある本人、その配偶者、親、子、兄弟及びその他の親族
- (2) 各区の精神保健福祉業務に携わる職員
- (3) 事業の利用について本人又は家族の了解を得た関係機関等職員
- (4) その他、各区精神保健福祉相談員(以下「相談員」という。)が事業の利用の必要性を認めた者

(実施者)

第 6 条 事業にかかる相談及び技術指導は、精神科の臨床経験を要するほか、精神保健福祉に関する学識を有していることなど高い専門性を必要とすることから、センターが第 1 種非常勤職員として「医師(精神科)」を任用し、これを実施者とする。

2 この事業の実施者は、次の各号の要件を全て満たしていなければならない。

医師免許を有していること

精神科の臨床経験を有していること

精神保健及び精神障がい者の福祉に関する学識経験を有していること

(実施者の勤務条件)

第 7 条 この事業の実施者の勤務形態は、月 2 回、1 回 2 時間程度とする。

2 この事業の実施者の報酬は、総務局長が定めた非常勤職員報酬月額による。

(実施内容)

第 8 条 この事業の実施者は、各区において相談及び技術指導に当たる。

2 実施内容は、次の各号に当たるものとする。

精神科受診の必要性についての相談

相談処遇等に関する精神保健の観点からの相談

精神疾患を疑う問題行動等に関する相談

その他、精神相談員が事業の利用の必要性を認めたもの

3 実施者は、必要に応じ医療機関への診療情報提供書（様式1）を作成する。

4 相談員は、この事業が円滑に行われるよう、実施者の職務を補助する役割を担う。

（実施の方法）

第9条 この事業について利用を希望するもの（以下「利用者」という。）は、相談員に対して利用の申込みを行うものとする。

2 相談員は、利用者が実施者との面接を行う前に、利用者よりその内容を聴取し、その内容について相談記録用紙（様式2）に記録する。相談員が聴取する内容については、以下の各号を目安とする。

主訴

既往歴

生活歴

経過・相談内容

3 相談員は実施者に対し、事前に予約の状況及び事前に聴取した内容について報告する。

（記録）

第10条 実施者は事業の実施後、その内容について相談記録（様式3）を作成する。また、相談員は必要に応じ、実施者に代わり記録を行うことができるものとする。

2 相談記録の保存年限は5年間とし、厳重に管理する。

（報告）

第11条 相談員は、相談記録が作成された後、速やかに所属長まで報告、回覧を行う。

2 緊急性が高いと判断されるものについては、口頭で速やかに報告を行う。

（統計調査）

第12条 センターは、この事業の実態について把握するため、相談内容についての統計調査を実施する。

2 統計調査の内容については、相談員が心の健康相談統計調査様式（様式4）に入力し、各年度の3月、6月、9月、12月ごとにそれぞれセンターに提出する。

3 センターは、各年度ごとに集計を行う。

（その他）

第13条 センター及び実施者は、事業の実施に当たり、札幌市その他関係機関及び関係団体と密接な連携を保ち、必要に応じて協議の上、円滑な実施を図るものとする。

附 則

この要綱は、平成23年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## 6 札幌市退院等の請求に関する事務取扱要領

平成 12 年 4 月 1 日

保健福祉局長決裁

(趣旨)

第 1 条 精神保健及び精神保健福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 38 条の 4 の規定に基づく退院等の請求（以下「当該請求」という。）に関しては、法令等の定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

(退院等の請求の受付)

第 2 条 退院等の請求者は、法第 38 条の 4 に定める者及びその代理人とする。ただし、代理人は弁護士とするが、精神科病院に入院中の者が請求する場合で弁護士を代理人に選任することが困難な場合は、弁護士でない者を代理人とすることができる。

2 当該請求の方法は、書面を原則とする。ただし、精神科病院に入院中の患者が請求する場合で、当該患者が口頭（電話を含む。）による請求の受理を求めるときはそれを認めるものとする。

3 市長は、当該患者が当該病院に入院していること及び請求を行った者の意思を確認するものとする。ただし、その確認により請求者の請求の意思が制限を受けないよう配慮するものとする。また、代理人による請求の場合には、代理権を有することを証する書面を確認するものとする。なお、請求者が家族等の場合は、入院に同意した家族等であるか確認することとする。

(関係者への通知)

第 3 条 市長は、速やかに当該請求を受付した旨を請求者、当該患者及び病院管理者に対し、退院等の請求の受付について（様式 1）又は口頭により連絡するものとする。また、入院に同意した家族等（精神保健福祉法第 33 条第 2 項に規定する家族等をいう。以下同じ。）に対しては、当該患者の同意のもと、当該請求を受付した旨を連絡するものとする。ただし、家族等にあつては直ちに連絡先が判明しない場合は、この限りでない。

(事前資料の準備)

第 4 条 市長は、当該患者に関する資料として、次の各号に掲げる請求受理の直近 1 年以内の書類を準備するものとする。

(1) 法第 27 条に基づく措置入院時の診断書

(2) 法第 33 条第 7 項に基づく届出

(3) 法第 38 条の 2 に基づく定期の報告

(4) 法第 38 条の 4 に基づく当該請求に関する資料

(5) 当該患者の入院する精神科病院に対してなされた実地指導に関する資料（実地指導結果及び当該患者に関して診断がなされたときは当該診断結果を示す資料など）

2 市長は、法第 20 条の規定による入院（任意入院）が行われる状態にないとの判定、法第 33 条の同意及び同条第 7 項に基づく届出が適正に行われているかなど手続的事項については、退院等の請求に関する整理票（様式 2）により、整理するものとする。

3 同一人から同一趣旨の請求が多数ある場合や、家族等のうち複数から同一趣旨の請求がある場合には、審査の円滑な運営ができるよう、事前に充分整理しておくものとする。

(審査の依頼)

第5条 市長は、札幌市精神医療審査会に審査を依頼するときは、札幌市精神医療審査会長に対し、退院等の請求に関する審査について（依頼）（様式3）に、前条に規定する資料等を添えて行うものとする。

2 処遇改善の請求のうち、当該請求が法第36条又は法第37条に基づく厚生労働大臣の定める処遇の基準、その他の患者の人権に直接係る処遇に関する請求以外の請求である場合には、前条第1項を省略し、直ちに審査依頼することができる。

（意見陳述の機会等の告知について）

第6条 市長は、意見聴取を受ける者に対して、委員から依頼がある場合は委員に代わって、合議体が実際の審査を行うときに、意見陳述の機会のあることを知らせることとする。また、精神科病院に入院中の患者が当該請求をした場合は、当該患者に弁護士による権利擁護を受ける権利のあることを知らせることとする。

（市長の請求者等に対する結果通知）

第7条 市長は請求者、当該患者、当該請求があったことを通知した家族等及び病院管理者に対して、速やかに、審査の結果（請求者に対しては理由の趣旨を付す。）及び、これに基づき採った措置を、結果通知書（様式4-1）により通知するものとする。ただし、退院、他の入院形態の移行又は、処遇改善が必要と判断された場合には、病院管理者に対し、退院・処遇改善命令（様式5）により必要な措置を採ることを命ずるものとする。

2 請求者である当該患者から意見陳述の希望があった場合で、面接による意見聴取により十分意見が把握できており、合議体が意見聴取をする必要がないと認めた場合は、結果通知書（様式4-2）により通知するものとする。

3 市長は原則として1か月以内に、当該病院管理者が採った措置を確認するものとし、当該措置について審査会に報告することとする。

（退院等の請求の取り下げ）

第8条 当該請求の審査中に、請求者から請求を取り下げたいとの申し出が書面又は口頭により市長になされた場合、又は当該患者が病院から退院した場合は、市長はこれを札幌市精神医療審査会に報告し、これにより審査は終了する。ただし、特に審査会が取り下げ前または当該患者の退院前の入院等の適否の審査を行う必要があると認めた場合はこの限りではない。

2 当該請求が市長になされた場合、当該患者の入院形態が他の入院形態に変更された場合であっても、その請求は入院形態にかかわらず有効とみなして審査手続きを進めるものとする。また、退院の請求には現在受けている処遇の改善の請求を含むものとして取り扱うことができる。

（電話相談の取扱）

第9条 市長は、精神科病院に入院中の患者から電話相談を受けたときは、その内容及び対応を次の回の審査会に、退院等の請求電話相談記録票（様式6）により報告するものとする。

（実地指導との連携）

第10条 市長は、実地指導を行った際に入院患者から入院の継続又は処遇に関して不適切な実態があることを聴取したとき、当該患者に対して審査会への当該請求の手続きをとることを助言するとともに、その場で請求の意志を明確に述べるものについては口頭による請求として受理するものとする。

（標準処理期間）

第 11 条 市長は、請求を受付してから原則として 1 か月、やむを得ない事情がある場合においても 3 か月程度の期間内に請求者等に対し、審査結果及び理由の要旨を通知するよう努めるものとする。

附 則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から運用する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日一部改正

附 則

この要領は、平成 23 年 5 月 18 日一部改正

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 4 日一部改正



## 7 札幌市精神医療審査会運営規則

### 第1章 総則

#### (趣旨)

第1条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第12条の規定に基づく札幌市精神医療審査会（以下「審査会」という。）の運営については、法令等に定めるもののほか、この規則に定めるところによるものとする。

### 第2章 合議体

#### (合議体の構成)

第2条 審査会は3つの合議体を設け、構成する委員を定める。

- 2 審査会の合議体を構成する委員を定めるにあたっては、委員の出席に支障がある場合に、合議体を構成する予備的な委員を、あらかじめ他の合議体の委員（合議体を構成しない委員を含む。）のうちから定めておくものとする。
- 3 審査会は、各合議体の状況に応じて、合議体を構成しない委員を合議体での審査の前提となる意見聴取や診察を行うための予備委員として置くことができるものとする。予備委員として審査会から推薦を受けた精神保健指定医は、可能な限り予備委員に就任し、協力するよう努めるものとする。
- 4 審査会に設置すべき合議体の数については、退院等の請求等の審査が迅速（請求等があつてから概ね1ヶ月以内）に行われるよう設置しなければならないこととし、審査件数等に応じて、合議体数の見直しを行うこととする。

#### (合議体の所掌)

第3条 個別の案件の審査に関しては、原則として単一の合議体により審査を行うものとする。

- 2 審査を取り扱った合議体において決定された審査結果をもって、審査会の審査結果とする。
- 3 市長が審査会の審査結果を通知した後、通知を受けた患者等から退院等に関して同様の内容と判断される請求がなされ、かつ市長が審査会で審査を行う必要があると判断した場合、当該請求の直近の審査を行った合議体を除いた単一又は直近の審査を行った合議体を含めた複数の合議体による合同審査を行うことができる。

#### (定足数)

第4条 合議体は、精神障がい者の医療に関し学識経験のある者のうちから任命された委員、精神障がい者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員及び法律に関し学識経験を有する者のうちから、任命された委員がそれぞれ1人の出席により議事を開き、議決することができる。

#### (合議体の議長)

第5条 委員長の出席に支障がある場合は、あらかじめ委員長の指名した順位による委員が議長をつとめる。

#### (議決)

第6条 合議体の議事は出席した委員（合議体の長を含む。）の過半数で決する。ただし、可否同数の場合は、次回の会議において引き続き審査を行うか、又は、他の合議体において審査するかのみ

ずれかの方法によるものとし、合議体の議長がこれを決するものとする。

(関係者の排除)

第7条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該審査に係る議事に加わることができない。

- (1) 委員が、当該審査に係る入院中の者（以下「当該患者」という。）が入院している精神科病院の管理者（以下「病院管理者」という。）又は当該精神科病院に勤務（非常勤を含む。）している者であるとき。
  - (2) 委員が、当該患者に係る直近の定期の報告に関して診察を行った精神保健指定医（以下「指定医」という。入院後、定期の報告を行うべき期間が経過していない場合においては、当該入院に係る診察を行った指定医）であるとき。
  - (3) 委員が当該患者の代理人、後見人又は保佐人であるとき。
  - (4) 委員が、当該患者の配偶者若しくは三親等内の親族又はこれらの者の代理人であるとき。
- 2 議事に加わることができない委員であるかどうかの確認については、次によるものとする。
- (1) 前項第1号及び第2号については、病院管理者又は精神保健指定医である委員について、あらかじめ所属先の（あるいは診察を行っている）精神科病院の名称を申し出てもらい、確認するものとする。
  - (2) 前項第3号及び第4号については、個別の患者の審査ごとに、委員からの申し出等により確認するものとする。
- 3 委員は、第1項の各号に掲げるもののほか、当該患者と特別の関係がある場合にはそれを理由に議事に加わらないことができる。
- 4 審査会は、当該審査に当たって関係者である委員の属する合議体での審査を事前に可能な限り避けることに留意して、当該審査を行う合議体を定める等の配慮を行うこととする。

(審査の非公開)

第8条 合議体の審査は、非公開とする。ただし、審査結果が報告された後は、精神障がい者の個人情報以外の情報については公開することを原則とする。

### 第3章 退院等の請求

(審査の所管)

第9条 審査会長は、依頼のあった退院等の請求の審査を原則として直近に開催される合議体に行わせるものとする。

(合議体が行う審査のための事前手続き)

第10条 審査会は、審査をするに当たって、請求の内容を適切に把握するため法第38条の5第3項に基づき、退院等の請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神科病院の管理者の意見（代理人を含む。）を聞かなければならない。ただし、当該請求受理以前6か月以内に意見聴取を行っている場合及び同一案件について複数の者から請求があった場合等において、重ねて意見聴取を行う必要が乏しいと認められるときは、この限りでない。

- 2 意見聴取は、審査を迅速に実施する観点から合議体での審査に先立って行うものとする。
- 3 意見聴取を行う委員は2名以上、少なくとも1名は精神医療に関して学識経験を有する委員とする。なお、意見聴取を行う委員については、あらかじめ定めておくことができる。

- 4 意見聴取は、面接の上、当該請求に関して行うことを原則とする。ただし、審査会の判断で、書面を提出させることにより意見聴取を行うことができる。なお、意見聴取した内容について、審査の円滑な運営ができるよう事前に十分整理しておくこととする。
- 5 合議体は、必要があると認めるときは、第1項に規定する者以外の者であっても以下の関係者の意見を聞くことができる。
  - (1) 当該患者
  - (2) 当該患者の入院に同意した家族等
- 6 面接の際に審査を行う委員は意見聴取を受ける者に対して、合議体が実際の審査を行うときに、意見陳述の機会のあることを知らせなければならない。なお、精神科病院に入院中の患者が退院等を請求した場合は、当該患者に弁護士による権利擁護を受ける権利のあることを知らせなければならない。
- 7 代理人から意見聴取を行う場合には、当該意見聴取に関して代理権を有することを確認するものとする。また、当該患者に代理人がいる場合で、代理人が当該患者の面接に立ち会うことを申し出たときは、その立ち会いを認めなければならないものとする。
- 8 意見聴取を行うに当たって、あらかじめ「退院等の請求に関する意見書（様式1）」を面接による意見聴取を受ける者に送付し、記載を求めておくものとする。
- 9 審査会は、意見聴取を受ける者に「退院等の請求に係る意見聴取の実施について（様式2-1）」を送付するものとする。また、当該患者に対しては「退院等の請求に係る意見聴取の実施について（様式2-2）」を送付し、意見陳述の機会があることを知らせる。
- 10 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、請求の対象となった入院中の患者の同意を得たうえで、指定医である委員により診察を行うことができる。
- 11 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、病院管理者その他関係者に対して調査対象となった入院中の患者の診療録、医療保護入院者退院支援委員会審議記録その他の帳簿書類の提出を命じることができる。

（合議体の審査時における関係者からの意見聴取等）

第11条 合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて次の各号に掲げる関係者に対して意見を求めることができる。

- (1) 当該患者
- (2) 請求者
- (3) 病院管理者又はその代理人
- (4) 当該患者の主治医等
- (5) 当該患者の入院に同意した家族等

また、3号及び4号に掲げる者に対しては報告を求めることができる。

2 合議体は審査をするに当たって、必要に応じて次の各号に掲げる者に対して出頭を命じて審問することができる。

- (1) 病院管理者又はその代理人
- (2) 当該患者の主治医等
- (3) その他の関係者

3 請求者、病院管理者若しくはその代理人及び合議体が認めたその他の者は、合議体の審査の場で

意見を陳述することができる。なお、請求者が当該患者である場合には、第 10 条による意見聴取により十分意見が把握できており、合議体が意見聴取をする必要がないと認めた場合にはこの限りでないが、当該患者に弁護士である代理人があり、当該患者が当該代理人による意見陳述を求めた場合には、合議体は当該代理人に審査の場で意見を述べる機会を与えなければならない。

- 4 審査会は、合議体の場で意見を陳述することを認めた者には「退院等の請求に係る意見陳述の実施について（様式 3）」を送付するものとする。

（合議体での審査に関するその他の事項）

第 12 条 合議体は、審査をするに当たって、特に必要と認める場合には市長に対して、法第 38 条の 6 に基づく報告徴収等を行うことを要請すること、及び指定医である合議体委員の同行を求めることができる。また、その結果については、報告を求めることができる。なお、合議体が当該審査の後の一定期間経過後の当該患者の状態確認が必要と判断したときも同様とする。

- 2 合議体における資料については、これを開示しないものとする。ただし、請求者が当該患者であって弁護士である代理人がいる場合に、その代理人が意見を述べるうえで必要とするときは資料を開示するものとする。

（市長への審査結果の通知）

第 13 条 審査会は、審査終了後速やかに市長に対して、「退院等の請求に関する審査結果について（様式 4）」により、次に示した内容の結果を通知するものとする。

- (1) 退院の請求の場合

- ア 引き続き現在の入院形態での入院が適当と認められること。
- イ 他の入院形態への移行が適当と認められること。
- ウ 合議体が定める期間内に、他の入院形態へ移行することが適当と認められること。
- エ 入院の継続は適当でないこと。
- オ 入院の継続は適当だが、処遇内容が適当でないこと。

- (2) 処遇の改善の請求の場合

- ア 処遇は適当と認めること。
- イ 処遇は適当でないこと、及び合議体が求める処遇を行うべきこと。

なお、別途、審査会結果について、退院請求の場合は、市長、当該患者が入院する精神科病院の管理者及び当該患者の治療を担当する指定医に対し、処遇の改善の請求の場合は、市長に対して参考意見を述べることができる。

（その他退院等の請求の審査に関して必要な事項）

第 14 条 退院等の請求の審査中に、請求者から請求の取り下げの申し出が書面又は口頭により市長になされ、又は当該患者が病院から退院し、市長から審査会に報告があったときは、これにより審査は終了する。ただし、特に審査会が取り下げ又は当該患者の退院前の入院等の適否の審査を行う必要があると認めた場合はこの限りではない。

- 2 処遇の改善の請求のうち、当該請求が法第 36 条又は第 37 条に基づく厚生労働大臣の定める処遇の基準その他の患者の人権に直接関わる処遇に関する請求以外の請求である場合には、前条までの手続きのうち、第 9 条、第 10 条及び第 11 条を省略し、直ちに審査を行うことができる。
- 3 退院の請求がなされた場合においても、合議体の審査の結果、当該患者の処遇、社会復帰への指導方法、その他当該患者への適切な医療の提供のために合議体が必要と認める措置がある場合には、

その旨を市長に通知するものとする。また、必要に応じて当該患者が入院する精神科病院の管理者、当該患者の治療を担当する指定医、及び当該患者の家族等と協議することができる。

(電話相談の取扱)

第 15 条 合議体は、市長から報告を受けた電話相談のうち口頭による退院等の請求として認めることが適当と判断される事例については、市長に対して当該電話相談を退院等の請求として受理するよう求めることができる。その場合、次の合議体の審査において当該請求を審査することとする。

#### 第 4 章 定期の報告等の審査

(合議体での審査等)

第 16 条 審査会は、当該審査を行う合議体の委員に対して事前に当該審査資料を送付する等により、検討を依頼することができる。また、必要事項の記載漏れ等を事前に点検しておくことが望ましい。

2 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、請求の対象となった入院中の患者の同意を得たうえで、指定医である委員により診察を行うことができる。

3 審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、病院管理者その他関係者に対して調査対象となった入院中の患者の診療録その他の帳簿書類の提出を命じることができる。

(意見の聴取等)

第 17 条 合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて次の各号に掲げる関係者に対して意見を求めることができる。

(1) 当該患者

(2) 病院管理者又は代理人

(3) 当該患者の主治医等

2 合議体は審査をするに当たって、必要に応じて次の各号に掲げる者に対して出頭を命じて審問することができる。

(1) 病院管理者又はその代理人

(2) 当該患者の主治医等

(3) その他の関係者

(合議体での審査に関するその他の事項)

第 18 条 入院時の届け出の審査に当たっては直近の合議体で審査を行う等、迅速かつ適切な処理を行うよう留意するものとする。

2 入院時の届出に添付されている入院診療計画書に記載されている推定されている入院期間が、特段の理由なく 1 年以上の期間とされていないか確認する。

3 定期病状報告書等の審査に当たっては、添付されている医療保護入院者退院支援委員会審議記録により、医療保護入院者退院支援委員会の審議において特段の理由なく入院の継続が必要と判断されていないか確認する。また、任意入院者及び医療保護入院者については、特段の理由なく 1 年以上の入院が必要であると判断されていないか確認する。

4 審査会は、合議体の審査に当たって必要な場合、及び合議体の審査の結果から必要と認める場合には、市長に対し法第 38 条の 6 の規定に基づく実地審査を行うよう要請すること、及びその実地審査について指定医である合議体委員の同行を求めることができる。また、当該精神科病院に対して市長が行う実地指導に指定医である合議体委員の同行を求めることができる。

(審査結果の市長への通知)

第 19 条 審査会は、審査終了後速やかに市長に対して、次により結果を通知するものとする。

- (1) 現在の入院形態での入院が適当と認められる。
- (2) 他の入院形態への移行が適当と認められる。
- (3) 合議体が定める期間内に、他の入院形態へ移行することが適当と認められる。
- (4) 合議体の定める期間経過後に、当該患者の病状、処遇等について報告を求めることが適当である。
- (5) 入院の継続は適当でない。
- (6) 当該患者の入院中の処遇について適当でない事項が認められるときはその処遇内容が適当でない。

なお、別途、合議体は、審査結果について、市長に対する参考意見、及び当該患者が入院する精神科病院の管理者又は当該患者の治療を担当する指定医に対する参考意見を述べることができる。

(実地指導との連携)

第 20 条 審査会は、精神科病院に入院中の患者の人権擁護を確保し、その適正な医療及び保護を実現するために、退院等の請求及び定期的報告を審査する責務を負うものであり、審査会は、その責務を全うするために精神科病院の実地指導と適切な連携をとるものとする。

2 審査会が実地指導に同行を求める指定医である委員は、1 精神科病院につき 3 名以内とする。

## 第 5 章 補則

(資料及び記録の保存)

第 21 条 審査の資料及び議事録の保存期間は、5 年とする。

(委任)

第 22 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、審査会長が定める。

附 則

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 11 月 4 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 4 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 8 札幌市精神医療審査会報告書料支払要綱

平成8年3月12日

衛生局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律123号。以下「法」という。)の規定に基づく精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。)の管理者(以下「病院管理者」という。)が提出する措置入院者の定期病状報告書、医療保護入院者の定期病状報告書及び医療保護入院者の入院届(以下「報告書等」という。)に係る報告書料の支払いに関し必要な事項を定めるものとする。

(支払の対象)

第2条 支払い対象とする報告書等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 法第38条の2第1項の規定により病院管理者が提出する措置入院者の定期病状報告書のうち厚生労働省令(以下「省令」という。)で定められた期限内に法で定められた機関が受理したもの。
- (2) 法第38条の2第2項の規定により病院管理者が提出する医療保護入院者の定期病状報告書のうち省令で定められた期限内に法で定められた機関が受理したもの。
- (3) 法第33条第7項(同条第1項又は第3項の規定による措置に係るものに限る。)の規定により病院管理者が提出する医療保護入院者の入院届のうち法で定められた期限内に法で定められた機関が受理したもの。

(報告書料)

第3条 報告書料の支払額は、報告書等1件につき、2,250円とする。

(確定の通知)

第4条 障がい保健福祉部長は、札幌市精神医療審査会において審査終了した件数のうち法及び省令で規定されている期間内に受理した件数を四半期ごとに集計し、各病院管理者に通知するものとする。

(支払の方法)

第5条 障がい保健福祉部長は、前条の通知に基づき各病院管理者から提出された請求書等により、支払を行うものとする。

(委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、障がい保健福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。



## 9 札幌市自立支援医療（精神通院医療）支給認定等審査判定会開催要領

### 第1 趣旨

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第6条第2項第4号の規定に基づき精神保健福祉センターにて行う札幌市自立支援医療（精神通院医療）支給認定等審査判定会（以下「審査判定会」という。）の開催及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 審査判定会の職務

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）及び法第45条第1項の申請に対する決定に関する事務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするもの。すなわち、自立支援医療（精神通院医療）支給認定及び精神障害者保健福祉手帳交付の申請に関する審査判定事務を行う。

### 第3 会長

- 1 審査判定会に会長1名を置き、札幌市精神保健福祉センターの常勤職員をあてる。
- 2 会長は、審査判定会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長の出席に支障がある場合は、会長があらかじめ指名した順位による委員がその職務を代理する。

### 第4 会議

- 1 審査判定会は、会長が招集する。
- 2 会長は、審査判定会の議長となる。
- 3 審査判定会は、構成員の半数以上が出席しなければ、会を開くことができない。
- 4 審査判定会の議事は、出席した審査判定会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### 第5 予備的審査判定会員

- 1 審査判定会に予備的審査判定会員を置く。
- 2 予備的審査判定会員は、審査判定会員が事故等により、審査判定会の構成員の半数以上が出席できないときや、その他会長が必要と認めた場合に審査判定会員の職務を行う。

### 第6 庶務

事務局を札幌市精神保健福祉センターに置き、審査判定会の庶務を行う。

### 第7 その他

会長及び事務局は、審査判定会の実施に当たり、必要に応じて協議の上、円滑な実施を図るものとする。

# 10 札幌市精神科救急医療体制整備事業実施要綱

平成16年4月22日

保健福祉局長 決裁

(最近改正 平成25年3月22日)

(趣旨)

第1条 この要綱は、早急な医療を必要とする精神障がい者等のための精神科救急医療体制を確保し、精神科医療の一層の向上に資するため、北海道において実施される精神科救急医療体制に係る事業のうち、札幌市市域内等の事業（以下「精神科救急医療体制」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 休日 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から同月31日までの日及び1月2日から同月3日までの日をいう。
- (2) 夜間 夕方5時から翌日午前9時までの間をいう。
- (3) 昼間 午前9時から夕方5時までの間をいう。

(対象者)

第3条 精神科救急医療体制は、本市の区域内等において、幻覚妄想状態、せん妄、急性錯乱状態、著しい興奮状態、切迫した自殺企図、薬物による精神障がい、アルコール性精神障がい（酩酊状態を除く。）その他合併症などの状態にあるなど、早急に精神科医療を必要とする者（以下「対象者」という。）を対象とする。

(精神科救急情報センター)

第4条 休日・夜間における精神科救急医療体制事業の円滑な運営を図るため、精神科救急医療に関する電話相談や病院紹介のほか、医療、行政等の関係機関との連絡調整に当たる窓口として、札幌市精神保健福祉センター所管のもと、札幌市精神科救急情報センター（以下「情報センター」という。）を設置し運営するとともに、平日昼間の区保健福祉課業務等と連携を図る。

- 2 情報センターに係る業務について、適切な業務遂行が可能な事業者へ委託することができるものとする。
- 3 第1項に定める情報センターの運営は、別に定める運営要領による。

(精神科救急医療施設)

第5条 北海道が実施する精神科救急医療体制のうち、札幌市が属する精神科救急医療圏域（別表1のとおり）において病院群輪番により、休日・夜間における対象者の診療を担う医療機関を精神科救急医療施設（以下「当番病院」という。）として指定する。

- 2 前項に定める当番病院は、休日・夜間において対象者を受け入れる中心的な役割を担う医療施設

として位置付けるものとする。

なお、当番病院等の基本的な事業内容は、北海道が規定する「道央（札幌・後志）ブロック精神科救急医療体制整備事業実施要綱」の事業内容のとおりとする。

- 3 当番病院のうち、札幌市市域内で精神科救急入院料又は精神科救急・合併症入院料を算定する医療機関については、札幌市という大都市圏における 24 時間 365 日の精神科救急医療を支える役割を有する基幹病院として位置づけるものとする（別表 2 のとおり）。
- 4 札幌市市域内で開設する精神科診療所等は、自院通院患者に対して、休日・夜間における相談・診療や、自院対応困難時の連携医療機関の確保、情報センターへの適時の情報提供等により、休日・夜間の円滑な救急対応が可能となる体制を確保できるよう努めるものとする。

#### （精神科救急医療の提供）

- 第 6 条 当番病院は、本要綱の規定に基づき情報センターが精神科救急医療を必要と認めた場合に、対象者を診察し必要な精神科救急医療を提供する。
- 2 情報センターは、対象者にかかりつけの医療機関があることが明らかなきは、かかりつけの医療機関による診療及び協力を基本とした対応を行うものとする。
  - 3 基幹病院は、病院群輪番 2 体制を支えるほか、対象者について特に札幌市が緊急に診療を必要と判断した者については、最大限の協力を行うものとする。
  - 4 札幌市が属する道央（札幌・後志 1）及び道央（札幌・後志 2）にて確保される空床については、積極的にこれを活用するとともに、輪番 2 体制化に伴い、対象者に対する必要な医療と保護が最大限図られるよう運用する。

#### （医療機関の連携）

- 第 7 条 当番病院は、救急医療を終えた対象者の医療の継続について、必要に応じてかかりつけ医療機関などと連携して対応する等、常に適切な精神科救急医療が提供できるよう努めるものとする。

#### （搬送）

- 第 8 条 この精神科救急医療体制により、精神科救急医療を受けようとする対象者を当番病院まで搬送する必要があるときは、消防機関・警察機関等の協力が得られる場合を除き、対象者の保護者や家族等により搬送することを基本とする。
- 2 救急医療を終えた対象者をかかりつけ医療機関やその他の医療機関等に搬送しようとする場合は、対象者の保護者や家族等のほか、関係する医療機関がこれを行うことができるものとする。

#### （連絡調整会議）

- 第 9 条 精神科医療体制の円滑な運営を図るため、北海道が規定する精神科救急医療体制道央（札幌・後志）ブロック調整会議及び作業部会等において、意見の調整を図るものとする。

#### （その他）

- 第 10 条 情報センター及び当番病院は、本精神科救急医療体制が精神科救急医療について当番病院以外の医療機関が行う自主的な取組みを妨げるものでないことに留意しなければならない。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、障がい保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 精神科救急医療圏域

ブロック名	各ブロックに属する市町村	
道央（札幌・後志 1） （札幌南・千歳後志圏）	札幌圏	札幌市（中央区、豊平区、清田区、南区、西区）、千歳市、 恵庭市、北広島市
	後志圏	全 20 市町村
道央（札幌・後志 2） （札幌北・江別圏）	札幌圏	札幌市（北区、東区、白石区、厚別区、手稲区）、江別市、 石狩市、当別町、新篠津村

別表 2 基幹病院

ブロック名	基幹病院名
道央（札幌・後志 1） （札幌南・千歳後志圏）	市立札幌病院（中央区） さっぽろ香雪病院（清田区） ときわ病院（南区）
道央（札幌・後志 2） （札幌北・江別圏）	札幌トロイカ病院（白石区） 大谷地病院（厚別区）

## 1 1 精神科救急情報センター業務運営要領

平成 16 年 4 月 22 日  
保健福祉局理事決裁  
(最近改正 平成 25 年 4 月 1 日)

(目的)

第 1 条 この要領は、札幌市精神科救急医療体制整備事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき設置する精神科救急情報センター（以下「情報センター」という。）の運営について必要な事項を定める。

(業務及び相談員)

第 2 条 情報センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 精神科救急医療に係る電話相談の対応
  - (2) 精神科救急医療を提供する医療機関の紹介及び調整
  - (3) 医療機関、関係機関等との連絡調整
  - (4) 空床情報等の活用による調整
  - (5) その他、情報センターに関連する業務
- 2 前項各号に掲げる業務遂行のため、情報センターに、精神保健福祉士、看護師等の資格を有する相談員を置く。

(運営時間)

第 3 条 情報センターの運営時間は、休日 24 時間及び平日夜間とする。

- 2 前項における休日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から同月 31 日までの日及び 1 月 2 日から同月 3 日までの日をいう。
- 3 第 1 項における平日夜間は、前項で規定する休日以外の午後 5 時から翌日午前 9 時までの間をいう。

(業務に係る留意事項)

第 4 条 情報センターは、次の各号に掲げる事項に留意し、業務を行う。

- (1) 精神科救急医療に関する本人又は家族等（以下「相談者」という。）からの相談について応じる。ただし、緊急を要しないと判断される相談内容については、医療機関の業務時間内に相談するよう助言し、診療以外の相談については、内容に応じて、平日昼間の業務時間内における居住区の区保健福祉部に配置されている精神保健福祉相談員や精神保健福祉センター等による相談等を助言する。
- (2) 相談の結果、早急に精神科医療が必要と認められたときは、当該日の当番病院を相談者に紹介すると共に当番病院に対し、対象者の状況を的確に説明した上で診察を要請する。ただし、対象者にかかりつけの医療機関がある場合は、相談者又は必要に応じて情報センターが当該医療機関と調整するなどして、かかりつけ医療機関による対応を優先させる。
- (3) 精神疾患以外の疾病で緊急の治療が必要な場合は、夜間急病センター等と連携し、他の診療科における診療を優先させる。
- (4) 相談の内容から、自傷他害の恐れがあると考えられた場合は、警察に通報するよう相談者に助言することとし、更に、対象者を既に保護している警察からの精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に定める第 24 条通報であって、措置入院又は緊急措置入院の診察が必要と考えられる場合は、当番病院

にその旨を連絡し指定医の診察を依頼する。後に当番病院に診察結果を確認し、措置入院又は緊急措置入院が必要な場合は、対象者の居住地等に応じて札幌市内の場合は障がい福祉課精神保健・医療福祉係、市外の場合には該当する保健所等の行政職員に連絡をとるなど適切な対応をするものとする。ただし、当番病院の診察を経ずとも明らかに著しい自傷他害の恐れや当該行為が認められるときは、あらかじめ障がい福祉課又は所管の保健所等へ一報を入れる。

- (5) 北海道が定める精神科救急に係る連携圏域である道央（札幌・後志）ブロックを構成する「札幌・後志1」圏域と「札幌・後志2」圏域の両圏域において病院輪番群を設けるため、原則当該圏域内で完結するよう運用を行う。ただし、確保される空床を最大限有効活用し、入院を要する対象者の積極的受け入れを図るため、適切に両圏域の当番病院や基幹病院に振り分けるものとする。
  - (6) 対象者の状況にかかわらず、相談者から精神科医療の提供を求められた場合においても、原則として、要綱第3条に規定する対象者に該当するかどうかの判断を的確に行ったうえ、前号までの規定に従い、適切な対応を行う。
  - (7) 相談にあたっては、必要に応じて、行政機関や消防機関、警察等関係機関との連絡や連携を緊密に行うものとする。
- 2 精神科医療を必要とする者の医療機関までの搬送は、原則本人又は保護者等の責任において行う必要があることを説明する。
- 3 第1項の規定による業務を行ったときは、以下の項目について記録し、各日ごとに処理する。
- (1) 相談対象者の住所、氏名、年齢、性別
  - (2) 相談者の氏名、続柄、連絡先
  - (3) 相談内容
  - (4) 相談対象者の精神科治療歴、身体状況
  - (5) 相談対応内容
  - (6) 相談結果
  - (7) その他必要な事項

（関係機関との連携）

第5条 情報センターは、その業務を円滑に進めるために、日常から当番病院、区保健福祉部、精神保健福祉センター、消防機関及び警察署等の関係機関と情報交換を行う等緊密な連携を図るものとする。

（記録）

第6条 情報センターは、その業務に関する記録を1年間保管しなければならない。

附 則

この要領は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

## 1 2 札幌市自殺総合対策推進会議設置要綱

(平成21年7月10日 市長決裁)

(設置)

第1条 札幌市における自殺総合対策について、様々な分野の組織等が密接に連携し、包括的な取組や行動をすることを目的として、札幌市自殺総合対策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するために、次の事項を審議し、又は推進する。

- (1) 自殺総合対策の方針の決定及び推進に関すること。
- (2) 自殺総合対策において必要な関係部局間相互の調整に関すること。
- (3) 自殺総合対策における進捗状況の把握に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項。

(構成)

第3条 推進会議に委員長及び委員を置く。

2 委員長は、保健福祉局を所管する副市長とする。

3 委員は、別表1に掲げる職にある者、その他委員長が必要と認める者をもって充てる。

(委員長等の職務)

第4条 委員長は、推進会議を代表し、推進会議の事務を総括する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進会議の審議に付すべき事項、その他推進会議の所掌事務について必要な調整を行うため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。

3 幹事長は、保健福祉局精神保健担当部長をもって充てる。

4 幹事は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、幹事長は、必要に応じて関係する職にある者を幹事に追加し、又は関係する職にある者に幹事会への出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 幹事会は、第2条各号に規定する事項のうち実務的な事項を調査研究し、又は協議させるため、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、必要に応じて、関係する職にある者にワーキンググループへの出席を求めることができる。

(会議)

第7条 推進会議は、必要の都度委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係する職にある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 幹事会は、幹事長が招集する。

4 ワーキンググループは、幹事長が指名したグループリーダーが招集する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、保健福祉局障がい保健福祉部精神保健福祉センターにおいて処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年7月10日から施行する。

2 札幌市自殺予防対策庁内連絡会議運営要綱(平成20年8月26日保健福祉局長決裁)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月22日から施行する。



別表 1 (第 3 条 関係)

委員	総務局長 市長室長 まちづくり政策局長 財政局長 市民文化局長 保健福祉局長 高齢福祉担当局長 保健福祉局医務監 子ども未来局長 経済観光局長 建設局長 都市局長 交通事業管理者 病院事業管理者 消防局長 区長（委員長が指名する者に限る） 教育長
----	---

別表 2 (第 5 条 関係)

幹事	総) 改革推進室長 広報部長 職員部長 政) 政策企画部長 財) 財政部長 税政部長 市) 市民自治推進室長 市民生活部長 男女共同参画室長 保) 総務部長 保護自立支援担当部長 高齢保健福祉部長 地域包括ケア推進担当部長 障がい保健福祉部長 保険医療部長 健康企画担当部長 母子保健・歯科保健担当部長 医療政策担当部長 子) 子ども育成部長 子育て支援部長 児童相談所長 経) 雇用推進部長 建) みどりの管理担当部長 都) 住宅担当部長 交) 高速電車部長 病) 市立札幌病院精神科副部長 市立札幌病院救命救急センター部長 消) 救急担当部長 区市民部長（幹事長が指名する者に限る） 区保健福祉部長（幹事長が指名する者に限る） 教) 学校教育部長 児童生徒担当部長
----	---

## (参考) 精神保健福祉センター運営要領について

平成 8 年 1 月 1 9 日

健医発第 5 7 号

各都道府県知事、各指定都市市長あて厚生省保健医療局長通知

最終改正 平成 2 5 年 4 月 2 6 日

精神保健法の一部を改正する法律(平成 7 年法律第 9 4 号)により、精神保健法が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改められ、精神障害者の福祉が法体系上に位置付けられ、精神保健センターは「精神保健福祉センター」に改められたところである。

精神保健センターの運営については、これまで、「精神保健センター運営要領」(昭和 4 4 年 3 月 2 4 日衛発第 1 9 4 号公衆衛生局長通知)により行われてきたが、今般の法律改正を踏まえて、これを廃止し、別紙のと通りの「精神保健福祉センター運営要領」を定めたので通知する。

なお、貴管下市町村及び関係機関に対する周知についてご配意願いたい。

別紙

## 精神保健福祉センター運営要領

精神保健福祉センター(以下「センター」という。)は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第6条に規定されているとおり、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図り、調査研究を行い、並びに相談及び指導のうち複雑困難なものを行うとともに、精神医療審査会の事務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第53条第1項及び第45条第1項の申請に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものを行う施設であって、次により都道府県(指定都市を含む。以下同じ。)における精神保健及び精神障害者の福祉に関する総合的技術センターとして、地域精神保健福祉活動推進の中核となる機能を備えなければならない。

### 1 センターの目標

センターの目標は、地域住民の精神的健康の保持増進、精神障害の予防、適切な精神医療の推進から、社会復帰の促進、自立と社会経済活動への参加の促進のための援助に至るまで、広範囲にわたっている。

この目標を達成するためには、保健所及び市町村が行う精神保健福祉業務が効果的に展開されるよう、積極的に技術指導及び技術援助を行うほか、その他の医療、福祉、労働、教育、産業等の精神保健福祉関係諸機関(以下「関係諸機関」という。)と緊密に連携を図ることが必要である。

### 2 センターの組織

センターの組織は、原則として総務部門、地域精神保健福祉部門、教育研修部門、調査研究部門、精神保健福祉相談部門、精神医療審査会事務部門及び自立支援医療(精神通院医療)・精神障害者保健福祉手帳判定部門等をもって構成する。

職員の構成については、所長のほか、次の職員を擁することとするが、業務に支障がないときは、職務の共通するものについて他の相談機関等と兼務することも差し支えないこと。

なお、ここで示す職員の構成は、標準的な考え方を示すものである。

医師(精神科の診療に十分な経験を有する者であること。)

精神保健福祉士

臨床心理技術者

保健師

看護師

作業療法士

その他センターの業務を行うために必要な職員

また、その職員のうち精神保健福祉相談員の職を置くよう努めるとともに、所長には、精神保健福祉に造詣の深い医師を充てることが望ましいこと。

### 3 センターの業務

センターの業務は、企画立案、技術指導及び技術援助、人材育成、普及啓発、調査研究、資料の収集、分析及び提供、精神保健福祉相談、組織の育成、精神医療審査会の審査に関する事務並びに自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定などに大別されるが、それらは極めて密接な関係にあり、これらの業務の総合的な推進によって地域精神保健福祉活動の実践が行われなければならない。

#### (1) 企画立案

地域精神保健福祉を推進するため、都道府県の精神保健福祉主管部局及び関係諸機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進方策や、地域における精神保健福祉施策の計画的推進に関する事項等を含め、精神保健福祉に関する提案、意見具申等をする。

#### (2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村及び関係諸機関に対し、専門的立場から、積極的な技術指導及び技術援助を行う。

#### (3) 人材育成

保健所、市町村、福祉事務所、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う事業所等その他の関係機関等で精神保健福祉業務に従事する職員等に、専門的研修等の教育研修を行い、技術的水準の向上を図る。

#### (4) 普及啓発

都道府県規模で一般住民に対し精神保健福祉の知識、精神障害についての正しい知識、精神障害者の権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して専門的立場から協力、指導及び援助を行う。

#### (5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進並びに精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進等についての調査研究をするとともに、必要な統計及び資料を収集整備し、都道府県、保健所、市町村等が行う精神保健福祉活動が効果的に展開できるよう資料を提供する。

#### (6) 精神保健福祉相談

センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う。心の健康相談から、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期、認知症等の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談を実施する。センターは、これらの事例についての相談指導を行うためには、総合的技術センターとしての立場から適切な対応を行うとともに、必要に応じて関係諸機関の協力を求めるものとする。

(7) 組織育成

地域精神保健福祉の向上を図るためには、地域住民による組織的活動が必要である。このため、センターは、家族会、患者会、社会復帰事業団体など都道府県単位の組織の育成に努めるとともに、保健所、市町村並びに地区単位での組織の活動に協力する。

(8) 精神医療審査会の審査に関する事務

精神医療審査会の開催事務及び審査遂行上必要な調査その他当該審査会の審査に関する事務を行うものとする。

また、法第38条の4の規定による請求等の受付についても、精神保健福祉センターにおいて行うなど審査の客観性、独立性を確保できる体制を整えるものとする。

(9) 自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定

センターは、法第45条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳の申請に対する判定業務及び障害者総合支援法第52条第1項の規定による自立支援医療（精神通院医療）の支給認定を行うものとする。

#### 4 その他

- (1) センターは、診療機能や、デイケア、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス等のリハビリテーション機能をもつことが望ましい。診療機能及びリハビリテーション機能をもつに際しては、精神医療審査会事務並びに自立支援医療（精神通院医療）費公費負担及び精神障害者保健福祉手帳の判定を行うことから、その判定等が公正に行われるよう、透明性及び公平性の確保に配慮する必要がある。
- (2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）による地域社会における処遇については、保護観察所長が定める処遇の実施計画に基づき、地域精神保健福祉業務の一環として実施されるものであり、センターにおいても保護観察所等関係機関相互の連携により必要な対応を行うことが求められる。
- (3) その他、センターは、地域の実情に応じ、精神保健福祉の分野における技術的中枢として、必要な業務を行う。



## 札幌こころのセンター所報（平成 30 年度）

令和 2 年 3 月発行

編集・発行

札幌こころのセンター（札幌市精神保健福祉センター）

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 4 階

T E L : (011)622-5190 【事務専用】

: (011)622-0556 【相談専用】

F A X : (011)622-5244

E-Mail : kokoronocenter@city.sapporo.jp

U R L : <http://www.city.sapporo.jp/eisei/gyomu/seisin/> 【札幌市公式ホームページ】

: <http://www2.city.sapporo.jp/hottokenai-kokoro/> 【札幌こころのナビ】

: <https://twitter.com/kokoronocenter> 【公式T w i t t e r】